

## 第394回南国市議会定例会会議録

第4日 平成29年3月10日 金曜日

### 出席議員

1番 神崎 隆代君	2番 植田 豊君
3番 浜田 憲雄君	4番 山中 良成君
5番 岩松 永治君	6番 西川 潔君
7番 土居 恒夫君	8番 高木 正平君
9番 有沢 芳郎君	10番 中山 研心君
11番 前田 学浩君	12番 村田 敦子君
13番 岡崎 純男君	14番 小笠原 治幸君
15番 野村 新作君	16番 浜田 和子君
17番 浜田 勉君	18番 土居 篤男君
19番 福田 佐和子君	20番 西岡 照夫君
21番 今西 忠良君	

-----\*

### 欠席議員

なし

-----\*

### 出席要求による出席者

市長 橋詰壽人君	副市長 平山耕三君
副市長 吉川宏幸君	参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 西山明彦君
財政課長 渡部靖君	企画課長 松木和哉君
情報政策課長 崎山雅子君	危機管理課長 中島章君
税務課長 山田恭輔君	市民課長 島本佳枝君
子育て支援課長 田内理香君	長寿支援課長 原康司君
保健福祉センター所長 岩原富美君	環境課長 島崎哲君
農林水産課長 村田功君	商工観光課長 長野洋高君
建設課長 松下和仁君	地籍調査課長 古田修章君
都市整備課長 若枝実君	上下水道局長 西川博由君

会計管理者兼 参考兼会計課長	橋田裕子君	福祉事務所長	中村俊一君
教育長	大野吉彦君	教育次長兼 学校教育課長	竹内信人君
生涯学習課長	谷合成章君	代表監査委員	山崎隆章君
監査委員 事務局長	細川千秋君	農業委員会 事務局長	土橋愛君
消防長	小松和英君		

-----\*

#### 議会事務局職員出席者

事務局長	秋田節夫君	次長	公文知子君
書記	岡崎辰彦君		

-----\*

#### 議事日程

平成29年3月10日 金曜日 午前10時開議

第1 一般質問

-----\*

#### 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

-----\*

午前10時 開議

○議長（西岡照夫君） これより本日の会議を開きます。

-----\*

#### 一般質問

○議長（西岡照夫君） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。6番西川潔君。

[6番 西川 潔君登壇]

○6番（西川 潔君） おはようございます。

私のほうからは、市北部地域の生活環境対策として、道の駅風良里の新たな活用策。また、2問目には、瓶岩体育館への架橋、進入道、早急な実現に向けて、いう2点を質問をさせていただきます。

初めに、南国市の北部地域の課題解決のための道の駅の活用でございますが、高知CCBコ

コプラを開催した発表会で、南国市の地域おこし協力隊の丹生石君のチームが、南国道の駅風良里を生かした市の北部地域住民、特に高齢化による交通、買い物難民の課題解決を図る事業など幾つかの提案がありました。私も聴講をいたしました。

ここで、聞きなれないココプラについて少し説明します。ココプラとは、高知県産学官民連携センターの略称ですが、県では、県内の高等教育機関の知見や学生の活力を生かし、産学官民が行う産業振興や地域の課題解決に向けたさまざまな取り組みを推進するために、高知県産学官民連携センターを立ち上げております。これがココプラっていうわけすけども、このココプラは高知県庁の出先機関で、国の地方創生の交付金事業での運営でもあります。この事業の一環、1月25日に開催されました発表会で、地域の振興や課題解決のために具体的なアイデア、プランを個人やグループから募集し、一人一人では実行困難なことも、グループをつくり磨き上げ、近い将来ビジネスにつなげていく。事業化まではココプラが補助金、事業立ち上げ費用、専門家のアドバイス等サポートする、このような施策でございます。

南国市が雇用しています地域おこし協力隊の丹生石君の提案は、ますます高齢化していくこの地域、公共交通の廃止や商店の廃業など相次ぎ、日々の生活が困難となってまいりました。導入したデマンドタクシーも使い勝手が悪いのか低利用。人との会話、コミュニティーの衰退、住み続けることが難しくなった地域。このような中、市北部地域と市街地を結ぶ送迎サービス、道の駅を基点とし、市の北部地域の各集落と道の駅を車で結び、道の駅と市街地を別途結ぶ交通対策。買い物代行や宅配、宅配サービスは生活必需品や道の駅でつくる総菜を電話等で注文を受け、市内の商店と連携しお届けする。南国市の道の駅の立地条件や施設、信頼性と道の駅風良里を拠点とした市北部地域住民の生活環境の整備を図る。市の北部地域だけでなく、市の南部地域でも生活環境には同じような問題も発生しており、取り組みを拡大していく。このような事業内容でした。

私も、議会での一般質問で何度も道の駅の活用について、公共交通の乗り入れやターミナル化、情報交換など住民が集える場所、市民の防災拠点としての整備など、県外や市外からのお客さんだけでなく南国市民の道の駅として、道の駅を充実するべきではと提案をしてまいりました。発表会での提案は、市の北部地域住民の生活環境の整備とともに、道の駅風良里が今後果たすべき役割や道の駅風良里が継続した業績を上げていくためにも大きくかかわることで、私の考えていることをより具体化していただいたように思いました。

この発表会には、企画課長や企画課長補佐、また農林水産課長や道の駅の担当の方も参加をされておりました。この提案についてどのように受けとめたのか、また取り組みされるのか、

お聞かせをください。

2点目の瓶岩体育館への架橋敷設または進入道でございますが、瓶岩体育館への橋梁や進入道の整備については、今まで何回となく議会の一般質問で取り上げてきました。直近では平成24年9月に定例市議会で西本元議員、古くは平成18年には山崎峻英氏も取り上げております。その折の質問としては、避難場所として避難するのに橋や道が脆弱なため、検診など本来地区で受診できるものが久礼田まで行かなければ受診できない。この施設への橋梁または健診車などの大型車が進入できる道ができないものか、このような内容のものでした。

市側の答弁は、橋梁敷設については、約1億6,000万円ほどの多額の経費を必要とすることや、補助事業の活用には市道に認定するなど事務上の課題処理面、主に多額の金を必要とし、財政面から敷設には厳しい内容が取り上げられ、答弁の中には、防災面や教育委員会、保健課など多岐にわたっての行政も関係するので、市の中で検討委員会を立ち上げて協議をしていくことなども言われておりますが、はっきり言いまして具体的なことにはなっていない。橋にしろ進入道にしろ、さまざまな問題点があり、すぐには実現できない状況にあると私は認識をしておりました。

そのようなさなか、昨年の12月5日、株式会社高知丸高の高野会長から、このたび安くて工期も早い橋梁を開発をした。瓶岩体育館への橋梁として寄贈する。市長に詳しい説明も含めて開発した橋梁を見ていただき検討をしていただきたい旨打診があり、調整をさせていただきました。

12月議会のさなか、12月13日に設定をし、市長が橋梁を見てくれる予定でございましたが、運悪く体調を崩され、吉川副市長に現地に出向いていただきました。その折、地元の方も含めた協議では、瓶岩地区の意向を受け、市は橋の敷設について検討するでしたが、その後の経過、また橋の敷設の実現性についてお聞かせください。

以上で1問目を終わります。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。企画課長。

〔企画課長 松木和哉君登壇〕

○企画課長（松木和哉君） おはようございます。

西川議員さんの市北部地域の生活環境対策についての御質問にお答えいたします。

先ほど議員からお話がありました高知C C Bは、県主催の研修でございまして、県の地域課題解決や産業の振興に寄与する新規事業のアイデアを磨き上げることを目的とした連続講座であります。この講座に、企画課に在籍をしております地域おこし協力隊の1人が参加をし、半

年間かけてチームで意見を出し合い、つくり上げた今回のアイデアを発表するということで、私のほうも発表会のほうに出席をいたしました。

内容は、先ほど議員からも紹介がありましたとおり、道の駅南国風良里の立地を生かして、特に北部中山間地域の交通弱者に対して、この道の駅を拠点に住民の移動のサポート、買い物の支援、宅配サービスの生活支援といった支援を行うという内容でございました。また、この道の駅本来の情報の拠点、集客の拠点という機能に加えまして、中山間地域と市街化地をここでつなぎ合わせることで、既存の行政サービスや民間サービス等を連動させ、住民の生活支援拠点とするという内容でございました。

この発表をどう受けとめたかということでございますけれども、最初に私が考えたことは、この道の駅の立地性を生かして、この道の駅を拠点に、北部中山間地域全域をカバーする集落活動センターができないかということでございます。集落活動センターは、集落維持の仕組みづくりとして県が積極的に推し進めている事業でございまして、本市では稻生地区に集落活動センターチーム稻生が立ち上がっておりまます。南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、チーム稻生に次ぐ新たな集落活動センターの設立を掲げておりますけれども、まだ実現には至っていないという状況でございます。

この北部中山間地域は、中心部からは白木谷方面、奈路方面、成合方面と、道路では大きく3つのルートに分かれております。集落も点在をしております。将来的にはこの3つのエリアにそれぞれの集落の拠点を設けて、それを支援する人員を配置することによって、支援をしていくというのも一つの方法であります。

しかし、それよりも中山間地域の全域をカバーする中心拠点として、道の駅に事務所と交流スペース等を設け、そこに常駐する集落支援員により買い物支援、また見守りサロンといった住民の生活全般の支援ができるのではないか。また、道の駅への中心拠点とは別に、それぞれの地区の公民館など既存の施設を出張の拠点として、定期的に集落支援員等が出向いて、集落ごとの課題の取りまとめや相談に対応する。そういうことができないかということを1つ考えております。また、各集落から道の駅までの交通手段は、既存のデマンドタクシーを使用して道の駅まで乗り入れができるようにできないかということも考えております。

これらの案につきましては、道の駅南国の県有財産の使用の問題であるとか、公共交通の考え方の整理、また道の駅南国風良里がこの仕組みにどうかかわっていくかなど、これからまだ検討すべき点は多くあります。また、集落活動センターの中心拠点を集落のエリア外に設置するということになりますので、このことについても今後の検討課題となつてまいります。

いずれにしましても、地域の意向に沿った持続可能な集落維持の仕組みづくりが重要でありますので、発案をしました地域おこし協力隊とともに、地域の意向も十分確認しながら、また高知県や関係課でも協議をしながら、提案の具体化に向けて検討してまいりたいと考えております。議員におかれましても、ぜひとも御協力のほうよろしくお願ひいたします。

○議長（西岡照夫君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 村田 功君登壇〕

○農林水産課長（村田 功君） おはようございます。

西川議員の市北部地域の生活環境対策、道の駅風良里の新たな活用策についての御質問に企画課長に続いてお答えいたします。

地域おこし協力隊員の提案をもとに、現在道の駅風良里の中山間地域の拠点としての活用を実現していくための最初のステップとして、中山間地域の住民の方々を対象にアンケート調査を実施して、ニーズを反映した計画書を作成する予定です。この計画書は、地域同意のもとでサービスを提供していくよう、採算性も検討しながらのものにしたいと考えております。

サービス内容案としましては、建物なしの集落活動センターとして、具体では送迎、出張、買い物、集荷、人的等のサービスを検討しておりますが、集活センター機能等につきましては、企画課との府内協議も必要になってまいります。

なお、道の駅南国風良里を拠点とするメリットは、中山間地域の活動を集約する立地としては絶好の立地であるとともに、市街地だけでなく中山間地域にアクセスしやすく、また中山間地域の特産物を、道の駅のブランド力を活用して発信がしやすい立地であること。現在有効活用されていない県有、県施設情報棟を新規事業のオフィスとして再活用することによる初期投資が不要になる。また、産直市風の市やカフェレスト、農家レストランなどの集客力と道の駅としての信頼性と機能性だと考えております。

この計画のプレーヤーを誰が担うかについて府内協議を行っておりますが、第三セクターの株式会社道の駅南国風良里がいきなり事業主体としてこの計画に取り組むのではなく、施設拠点は道の駅に置きながら各サービスは行政主導で着手し、事業が一定の軌道に乗った時点で、しかるべき組織に移行する形が実現性が高いのではないかと考えております。

また、採算性は追求しなければなりませんが、一定の公費負担による事業の継続は、公共性を鑑みても許容されるのではないかとも思います。

ただし、時間的な余裕は余りありません。29年度中に当計画の試行に着手して一定の成果を上げ、事業化の可能性を判断しなければならないと考えております。

最後に、平成29年度は道の駅南国風良里は開業18周年を迎える、取り巻く環境も変化する中、本体の各種部門、カフェレストや物販、直販所の業務改善の取り組みを実施してまいります。そして、来る平成31年の20周年、10年後、20年後を見据えた中・長期的な計画を立てるとともに、県外客の集客増と地元中山間地域の拠点、市民サービスの提供の場としての新部門を運営できる事業展開を図らなければならないと考えております。

並行して行う施設の増改築の財源として非常に大きなポイントとなる辺地計画に、当計画を反映することができれば、事業の充実、拡大にもつながると考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君）　吉川副市長。

〔副市長　吉川宏幸君登壇〕

○副市長（吉川宏幸君）　おはようございます。

西川議員の御質問にお答えをいたします。

瓶岩体育館につきましては、避難所、避難場所の指定はしているけれども、今までそれぞれ災害発生時等、まだ開所したというような経緯はない状況でございます。その避難路について、今まで私どもも出向いて何回か地元との協議をしてまいりましたけれども、その中で2つの案が地元から出されたわけですけれども、裏から道路をつけるという1つの案、そして今議員がおっしゃりました東側に橋をかける案が出たわけですけれども、その当時瓶岩地区として、さあどちらにするかという結論はまだいただいておりませんでした。

今回橋の架設につきまして、地元企業より寄贈の申し出、私も伺いまして現地に出向きました。そして、現物も確認したわけですけれども、なかなかすばらしい橋桁ということの認識を持ちました。

その進入路につきましては、当然橋かけるにすれば、河川の管理者、県河川課になりますけれども、そちらの当然許可もとらないきませんので。それと、裏からの道をつけるということにしても、例えば川沿いにつけるのであればそれも含めて県の河川課との協議、これはもう当然行つていいって許可もとらないかんわけですけれども。いずれにしましても、再度瓶岩地区と意見交換も含めて結論、もうどちらにするかという、それをもうはっきりと出していただいて、その方向でまず現地調査を細部にわたってして、もちろん河川管理者とも協議をしていかなければなりませんので、これは結論出次第早急に取りかかってまいりたい、このように思っておりますので、どうか議員の協力もよろしくお願いします。

○議長（西岡照夫君）　6番西川潔君。

○6番（西川 潔君） 農林水産課長、企画課長、副市長、どうも答弁ありがとうございました。

道の駅の拠点の件でございますが、南国市の北部の交通体系また地理的な条件を考えますと、どうしてもこの南国市の中心市街地までの買い物、かなり不便なものがございます。そこでは道の駅を拠点とするということで、1つは、国土交通省が昨年住民サービスが充実した模範的な道の駅モデルとして選んだのが、全国6カ所の一つに岡山県新見市の道の駅鯉が窪というのが選出されております。この道の駅は、地元特産品の販売や休憩所、米粉のピザ体験工房や農村の伝統文化を物語る資料展示や伝承施設、隣接して診療所や図書館まで、また認定こども園、市役所の支所、郵便局機能などを含め、小さな拠点として道の駅と一体となっているのが評価をされたものでございます。南国市でも、今度も施設改修というようなことも言われておりますが、ぜひ子供の遊び場とか会議場、さまざまなことが考えられると思いますが、そういうものをつくりていただきたい、北部の拠点構想のようなものも考えていただきたい、いうふうにも思います。

また、北部の地域のほとんどが高齢化が進みまして、高齢者の起こす重大な交通事故も年々増加をして、免許証の更新に対してもハードルが高くなっています。早い機会にこの道の駅を中継点とした取り組み、企画課長が言っておりました集落活動センターでございます。これ黒滝地区はともかく、だんだん北のほうからもう集落だけではなかなか仕舞をようつけない、そういう地域がたくさん出てまいりまして、活動自体ももう集落だけでは不可能な状況になっております。集落活動センター、北部中山間地域全域をカバーする集落活動センターっていうのは非常に貴重な提案であるというふうにも思いますし。もう既に自分たちがどうしようもなくなったような集落がありますけれども、ただただ行政等の支援を受けるだけでなく、今自分たちで何ができるか、近い将来どのようになるのかというような、それに対応するためにみずからが自覚をしていく。集落活動センターのような組織で、みんなで考えて行動するということが私は非常に大切になってくるっていうふうに思います。

上倉、瓶岩地区には現在、中山間活性協議会いうようなものございまして、鳥獣の被害対策協議会には65名ほどの会員もありますし、それからまた学校給食米の生産組合にも40名ほどの者が組織をしてやっております。そういう組織がございますので、そことも連携をしてやっていただいたらというふうにも思います。

また、協力隊の丹生石君が提案をしておりました会員制にして事業を図っていくんだ、事業化をすると必ずこれはいけるんじゃないかというようなことも言っておりましたけれども。考

てみますと、今宅配便なんかも法的にはどうなるかわかりませんけれども、宅配便の問題もあり、やっぱり北部の地域ではなかなか宅配便なんかも採算がとれるような状況じゃないと思うんですが、そのようなものも引き受けていくようなことを考えて、ぜひこの事業を進めていただきたい、いうふうにも思います。

それから、瓶岩体育館の件でございますけれども、進入道、道というのは行き詰まりの道よりは、やはりどちらからも入れる行き詰まりの道じゃないのが私は一番いいと思うんですけれども、実現性が高いというものを早くやる必要があるのじやないかと。また、国分川の支流の領石川は、この河川、二級河川として、改修もされておりませんし、また改修計画もないということで、現在の川の流域いうものを確保すれば橋の架設は可能だと、県土木の判断もありますので。また、両岸は橋を提供していただけるという丸高の土地でもございます。この機会にぜひ実現性の高いものを、まあ地域の方が進入道でなければいけないという話になればそれは別でございますけれども、橋をかけて、それから進入道のほうも検討していく、ということをしていただきたいというふうにも思います。この点について、副市長のほうから答弁をいただきたいと思います。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。吉川副市長。

○副市長（吉川宏幸君） 先ほど西川議員から橋のほうがという意見もいただきました。確かに裏からの進入路という案も出ておりましたけれども、その道路部分につきましては、急傾斜といいますか指定区域のほうへ入っておるという状況もあって、市としましては、やはり議員のおっしゃった橋のほうが一番いいんじゃないかと、私もそう考えておるところではございますけれども。それにつきまして県の二級河川に対しての占有許可、これは当然取らないきませんので、それに向けた書類づくりといいますか、図面等も当然添付せないきませんので、それについてまず取り組みたいという思いを持っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（西岡照夫君） 6番西川潔君。

○6番（西川 潔君） しつこいようですけども、県のほうは橋をかけるのには問題はないというふうに私にははつきり言っておりますので、先ほども言いましたように、計画のない川ですので、流域、特に橋桁の低いようなものをかけられたらぐあいが悪いけれども、許可はおろすことができますよということでございますので。その辺はよろしくお願ひをしたいということと、やはり、こういうことも余り時間をかけると、せっかくの厚意を率直に受けれないみたいな形になってしまいますので、ひとつ早いあれをしていただきたいっていうふうにも思います。

また、私この瓶岩体育館への橋梁、進入道のことについて、長いあれを立ててからもう何十年にもなります。長い期間ずっとこの議会の中でも言われ、それが進入道についても橋もできなかつた。もともとあそこに私も早い进入道、橋の敷設を願うものでございますけれども、行政の方も私たちの議会もしっかり考え、過去のことを振り返って反省もしておかねばならないのは、なぜあこに体育館をつくったのかというところから私は始まると思うんです。私も当時のことを覚えておりますけれども、たしかあの土地は岩原栄喜さんという元議員がおりまして、その人の香典で寄附していただいたというか、そのお金で買った土地でございますけれども。当初からあそこに入る道がない、まあ道は小さな道があったわけですけども、人の土地を通らないかん、市の土地ではないというところで。しかし、その土地を市が公民館用地として寄附をしてもらう際に、その道はすぐに寄附をしてもらえるんだと、もう年配の方の所有でしたので、その方の息子さんの代になるとすぐに寄附をしていただけるというようなことであそこを用地にしたんですけども。立地した場所がちょうど外山川の継ぎ合つたような土地でもございましたし、適當じゃないのかというのは市の中でもそういう意見もあったわけです。その中で、あの土地に公民館を建てた。建ててもう皆さん使ってますので、もうそこには避難場所としての必要もあろうし、橋も要りやあ进入道も要るわけですけれども。やっぱりそういうところに公共のものをつくるときには、しっかりした選択をしておかないと解決までには時間がかかる。これは議会も議員も含めてでございますが、行政の方もこれからもこのような事例は出てくると思いますので、気をつけていかねばということを申し上げておきます。

最後になりますけれども、道の駅の社長であります市長は、高知東部自動車道の開通も控えて、またコンビニ等の進出、道の駅風良里を取り巻く環境が大きく変わろうとしております。市の北部地域の課題解決のため、道の駅の今後をどのように活用していくのか、先ほどの担当課長の答弁も踏まえまして、市長のほうに考え方をお聞きをいたしたいと思います。

○議長（西岡照夫君） 市長。

○市長（橋詰壽人君） 私のほうから西川議員の質問にお答えをしたいと思います。

西川議員の道の駅風良里についての御指摘でございますが、議員言われますように、道の駅風良里は、高知自動車道南国インター、これに非常に近く、国道県道に隣接するなど交通の要衝としての絶好の立地条件にある、このことは言うまでもないことでございますが。御指摘の好条件を生かし切れていないのではないかと、こういう御意見に対しまして、私は経営者、社長として真摯に拝聴いたしました。道の駅風良里は第三セクターの株式会社でございまして、利益はもちろん追求しなければならないわけでございますが、両課長も述べましたように、そ

の一方には、当施設は中山間地域の経済交流の活動拠点として本来建設されたものであり、当施設は中山間地域の皆さん的生活環境改善、向上に向けての役割も果たさなければならない、このように考えております。

増改築も含め、地域おこし協力隊の御提案もございました中山間地域の交通難民問題解決などは、中・長期スパンで考える余裕はない、このように考えております。

クリアしなければならない問題は1つずつ早急に解決しながら、道の駅南国風良里が拠点として中山間地域の維持、活性の機能が果たせるように事業展開を図っていかなければならぬ、このように考えております。

なお、先ほど吉川副市長が答弁いたしました橋梁か、それとも市道かということで、仮に二者択一ということになれば、市が急傾斜地と指定されている地域に避難も含めた道路を開設するのかという問題がございますので、やはりここは安全・安心が最優先されるべきである。私は市長としてそのように考えております。

ところで、一方では橋梁の架設の位置もあるわけでございますが、あの地区は御承知のように、上流奈路方面から流出すると、それと、外山のほうから来る川のちょうど合流点にございまして、過去何回か増水した折に近隣の家屋が浸水した経験もあるわけでございますので、この辺に非常に注意もしなければならないと。私は土木の専門家ではないですが、そういう状況はいろいろと聞いておりますので、その辺のことの対処も十分考えながら物事に対応していくたい、このように思っております。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 10番中山研心君。

〔10番 中山研心君登壇〕

○10番（中山研心君） おはようございます。

2番目の質問で、おはようございますを言わないかんとは思うてませんでしたので、少々緊張しております。

それでは、第394回の市議会定例会に当たり、一般質問を行わせていただきます。

まず、南国市のまちづくりについてお伺いをいたします。

去る2月9日、南国市都市計画審議会が開催され、平成28年度南国市立地適正化計画の原案が一部内容修正の上、可決をされました。

具体的には、都市機能誘導区域を南国市役所周辺と緑ヶ丘周辺の2カ所に設定し、立地または保全を図るべき生活サービス施設として病院や商業施設、金融機関などを誘導施設として指

定し、都市機能誘導区域外での建設を行おうとする場合には、市長への事前届け出が義務づけられており、市長は必要な場合に勧告を行うとし、誘導施設の立地が区域外で行われることを抑制することを目的としています。都市計画審議会の場でも指摘をしましたけれども、県東部と嶺北地域を含む広域経済圏として南国市に進出意欲を持つ大手量販店等は、南国インターとなんこく南インターを結ぶ東道路周辺に計画することがベターなマーケティング戦略だと考えているようあります。さまざまな条件やタイミングから、現時点まで実現には至っておりませんけれども、今後同じくこの地域に出店計画する企業があらわれたときに、立地抑制すると、大きな目で見て南国市にとっては不利益ではないかと考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

もとより、南国市の住民だけをマーケットとして見ていない広域経済圏前提の店舗ができたところで、南国市の人口がスプロールするはずがないというふうに思っております。

それと、コンパクトシティーについてお伺いをいたします。

南国市を愛し、真面目な職員であればあるほど、コンパクトシティーなんていうのは間違いだ、というふうに感じているはずであります。突き詰めていければ、県下的には高知市だけに機能集約すればいい。日本全体で見れば、首都圏に機能集約するのが一番効率がいい、ということになってしまいます。南国市が特色ある地方都市として生き残っていくためには、捨ててはならない理念とは、均衡ある地域の発展ということではないでしょうか。

札幌や稚内、青森、仙台、富山、豊橋、神戸、北九州などの各市は、コンパクトシティーを政策として公式に取り入れておりますけれども、残念ながら成功したという例を聞いたことがありません。

かつて、コンパクトシティーの成功例として取り上げられておりました青森は、私、高知市議時代に視察をいたしましたけれども、当時、青森市駅前の中核複合施設アウガの自慢話を延々と聞かされた記憶があります。そのアウガのショッピングフロアは、2017年2月28日に閉館し、経営問題で市長は辞任をし、その活用方法は混迷をきわめております。

富山市が全国に先駆けて導入した次世代型路面電車LRT。LRTも整然とした町並みも美しいジオラマのような風景であります。富山が2002年から全国に先駆けて推進してきたコンパクトシティーの政策のたまものです。富山のコンパクトシティーのコンセプトは、都市機能を高密度にまとめ、徒歩や公共交通での移動がしやすい都市形態を目指し、LRTなどの公共交通を再整備し、駅前や中心街を再開発によって活性化しながら、散らばった居住エリアを緩やかに中核拠点に寄せていくというものでありますから、今の南国市の目指している立地適正化

計画に近いものがあります。富山の担当職員が語るところによると、人口減少などで税収が減る中、町の隅々まで道路や学校をこれまでと同じように維持管理していくのは無理があります。また、人が減ったことでスーパーや病院、公共交通などが撤退すれば暮らし自体も困難になる。コンパクトシティーは、それらの諸問題を解決する処方箋だった。南国市の担当からも同じような言葉を聞きました。

政府の強力な後押しによって本格化してきたコンパクトシティー政策ですけれども、その効果には疑問の声もつきまといいます。2016年7月、総務省が行った地域活性化に関する行政評価において、中心市街地活性化基本計画は、評価対象となった44の計画のうち目標を達成できた計画はゼロと判明し、他の地域活性化手法と目標達成に明らかな差異があることを重く見た高市早苗総務相が関係各省庁に改善を勧告する事態となっております。県庁所在地や大都市と言っていいこれらの市ですら、巨額の投資コストに見合う効果も含め、成功にはほど遠い状態でありますから、5万、10万規模の地方都市で、コンパクトシティーの成功例を残念ながら見つけられませんでした。岡山県の津山市や三沢市の失敗例などはすぐに見つかります。担当課のほうで、南国市と同規模の地方都市でコンパクトシティーの成功例を把握されておりましたら、御教授願いたいと思います。

また、平成28年度予算で空き家対策事業として、白木谷の家屋を3軒、賃貸募集に向けて現在改装中ですが、人口の中心部への集住と矛盾しないかお聞きをいたします。

コンパクトシティーは、人口密度が上がる方向に誘導するため、人が多く集まることで住環境に弊害をもたらします。とりわけ、大篠小学校のマンモス化を抑制し、周辺校への分散を誘導しようとしている教育委員会の取り組みとは矛盾しないでしょうか。教育長の御所見をお伺いいたします。

2007年8月に国が発表した、過去7年間に過疎地域だけで191の集落が消えたという数字、国土形成計画策定のための集落の状況に関する現況把握調査は、メディアでセンセーショナルに取り上げられ、何度も繰り返し報じられました。しかし、その内容を見てみると、ダム・道路による移転や集団移転事業、自然災害が含まれており、高齢化のために共同生活に支障が生じ、消滅に至った集落が191あったというわけではありません。それどころか、調べた限りにおいて、高齢化の進行による集落消滅は全国の中でまだ一つも確認されておりません。限られた予算でハード整備を行うには、限界集落のような効率性の悪い地域には、この際消滅してもらったほうがよいのではないか、そうした悪意のようなものさえ感じます。

そこで、市長にお伺いをいたします。

こうした高齢化率の高い集落は将来消滅してしまうとお考えなのか。あるいは効率化のためには消滅することもやむを得ないのか。逆に手をこまねいていては消滅する危険もあるからこそ、こうした集落を再生するための施策を講じる必要があるとお考えであれば、現在南国市が提唱しているコンパクトシティー構想は、真逆の結果をもたらしあるといふべきではないか。御所見をお伺いいたします。

次に、耐震診断についてお伺いをいたします。

現在、昭和56年5月30日に改正された建築基準法による新耐震基準以前に着工された木造住宅を対象として、木造住宅耐震診断事業が行われております。しかし、新耐震基準で建築された住宅も、古い物件は築30年以上が経過し、シロアリ被害や老朽化による腐食、あるいは欠陥住宅で、十分な耐震性を確保できていない住宅が多数あると予想されます。担当課は、旧耐震基準下で建築された建物で診断を受けていないものが多数あり、まずそれらの診断率を高めていくのが課題であるとの認識でありますけれども、旧耐震基準で建築された建物は築35年以上の老朽住宅であり、その住民も高齢世帯が多いことから耐震改修の意欲が低く、これらの診断率が一定高まるまで新耐震基準住宅の診断に手をつけず、みすみす助かる命が失われる可能性を看過するとすれば、行政の不作為のそしりを免れないのではないかと考えます。

耐震診断の対象を新耐震基準の住宅にも広げ、住宅倒壊による死傷者は1人も出さないという強い姿勢を南国市が強く打ち出すことによって、全体の診断率・改修率も高まるのではないかと考えますが、御所見をお伺いいたします。

次に、ふるさと納税についてお伺いをいたします。

ふるさと納税制度に対する批判が高まっています。都市部の自治体で税収が減ってしまったこと、豪華な返礼品競争が過熱したりして、一部自治体の首長は、制度のあり方そのものについて疑問の声を上げています。ふるさと納税制度については、税の公平性という観点において重大な欠陥があるという指摘もされています。しかし、本来の立法趣旨は、戦後ずっと地方は都市圏の人材供給源であり、人材育成には時間もコストもかかりながら、成人後は居住地である都会に課税権があることの悩ましさから、地方は都会に人、金、物を奪われる一方なのかという地方の不満、地域間格差を解消する一つの手段として、そして納税者の権利として、納税先と使い道を選択できるようにしたい、そういう思いからNPO等に対する寄附税制の改正と同時に制度導入されたものでした。

もちろん、今日のように返礼品競争が過熱することは考えておりませんでした。前回質問でも述べましたけれども、本市のふるさと納税制度は、当時の新人議員が超党派で勉強会を持ち、

自分たちで条例案の文面から実施要綱まで全ての素案をつくり、平成20年に議員提案によって南国市ふるさと寄附条例として制定をされました。制定に当たっては、ワンコイン500円から寄附を可能とすることや、その使途についても、運用する事業についてあらかじめ指定できるものにすることに最後までこだわりました。税金の使い道を透明化し、変えることこそが政治を変えることだと強い思いがあつたからであります。

それがどうでしょう。ふるさと納税比較サイトでは、本来のふるさと納税の理念などはそつちのけで、いかに返礼率が高いかを競い合い、品のない通販サイト以下の通俗さは見るにたえません。この制度に強い思い入れのあった一人として大変残念に思います。

いずれにせよ、2,000円の自己負担で、南国市の場合なら最大2万7,000円の商品に引きかえられるわけですから、これに群がらないわけがありません。上限があるとはいえ、2,000円以上の寄附額が全額税額控除されますから、事実上、税金を原資に特産品を売るバーゲンセール会場と成り下がっています。返礼品として商品を提供してくれる事業者にとっても、競争原理の働かない市場に商材を提供することによって、営業努力も消費者を向いたものである必要はなく、ふるさと納税の返礼品に取り上げてくれる地方自治体の担当者におもねればいいという力学が働き、結果として商品開発やコスト削減努力を怠ったりする深刻なゆがみを生じかねません。現在のふるさと納税と返礼品制度は、著しく納税意欲を毀損し、モラルハザードの状態にあると思いますが、市長の御所見をお聞かせください。

南国市の収支が黒字だから今までいい、ということにはならないと思います。ふるさと納税の理念そのものは正しいと思いますから、制度を存続させていくためにも、単に換金率の高い商品券を規制したり、返礼品の金額上限を設定したりする小手先のものではなくて、抜本的な改革を全国市長会等で提案するおつもりはないか。また東京都町田市などから改革案が出てきたときに賛成するつもりはあるのかどうか、お伺いをいたします。

次に、本人通知制度についてお伺いをいたします。

平成23年のプライム事件を契機として、不正取得された個人情報が、人権侵害や犯罪に悪用されている実態が全国で明らかになりました。個人情報の不正取得に関して抑止効果のある本人通知制度の導入の機運が高まり、本市におきましても、平成26年7月より事前登録型本人通知制度が施行されました。先日、私も本人通知の事前登録を行ってまいりました。そのときに感じたことを何点か御質問させていただきます。

お聞きしますと、その時点で登録者は18名、私が19人目の登録者となりました。よほど人権意識の高い人や関心のある人でなければ、こうした事前登録をしないであろうことは予想して

いましたけれども、この数字は少々残念な気がいたします。登録者数をふやすことが個人情報を悪用する行為の抑止力となることを考えたときに、登録しやすい制度とすることが必要だと思います。各種異動届に本人通知を希望するチェック欄を設けるのも一つの方策だと思います。登録者数をふやすにはどうしたらいいとお考えか、御所見をお伺いいたします。

次に、適用期間3年、更新手続をしなければ登録抹消ということの現行の問題点です。しかも、登録期間満了が近づいてもお知らせはしないということありますから、失念して登録抹消され登録者数が減ることを期待している、と見えないこともありません。抹消を申し出ない限り変更する必要はないと思うのですが、いかがでしょうか。

次に、交付通知についてあります。

交付通知は、あなたの戸籍等を第三者がとっていきましたよというお知らせで、誰がとっていったのかの記載はありません。担当者にお聞きしますと、誰がとっていったかについては、情報公開請求してくれれば開示するということでした。情報公開請求したら開示可能な情報であるならば、保護されるべき第三者情報ではないですから、初めから交付通知に第三者名を記載しても差し支えないように思いますが、御所見をお聞かせください。

次に、緑ヶ丘団地についてお伺いいたします。

平成28年9月の議会において、請願第2号十分な安全性を確保し、市有財産工事許可取り消しに伴う原状回復に関する請願は、安全確保を最優先に工法の選定に当たり、土木の技術者の意見を聞くなど進展に向けて鋭意努力することを踏まえて、願意妥当と認め採択されました。

この件については、住民の側に何の落ち度もなく、工事許可条件を守らなかった業者の責任において原状回復が図られ、円満に解決するものと思っておりました。ところが、平成29年1月17日付、市長名で、緑ヶ丘3丁目34番の土地についてという文書が送られてきました。土居議員も触れられましたので全ては読みませんけども、専門家に意見を伺ったところ、現状の山の勾配と同程度の安定性を持つ山へ、盛り土による回復は技術的には可能であるが、億単位の多額の費用が必要となることが判明しました。この結果を受け、盛り土による回復について再検討しましたが、多額の費用をかけて、現状の山の勾配と同程度の安定性が確保された盛り土による回復を行わせても、仮に山崩れが発生した場合には、かえって被害が拡大するおそれがあること等を総合的に判断し、上記のとおり決定しました。これが中身です。専門家は、現状の山の勾配と同程度の安定性を持つ盛り土について、技術的には可能と言っているわけですから、仮に山崩れが発生した場合のくだりは、大きいお茶わんは割れたときに多くこぼれると言っているのと大差ありません。ほぼゼロ回答です。これでは住民の願いを願意妥当とした議会

の議決をも軽視するものではないかと考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

監査委員会は、正当な理由がない限り当該行為のあった、または終わった日から1年を経過したときは請求することができないという地方自治法第242条を根拠として、却下してきました。いつが起算日なんでしょうか。初日の土居篤男議員の質問に対して、工事業者に対して盛り土による回復指示はせず、切り土した現在の形状で植栽を指示すると決定しました、その日は、ということで、財政課長は、市長決裁がされた本年1月17日であるとお答えになりました。であるならば、起算日は本年1月17日ではありませんか、お答え願いたいと思います。でなければ、行政の不作為を問われても、1年間のらりくらりと時間稼ぎをすれば、監査請求を回避することはできる。これが正当な理由でなければ何が正当な理由なのか。地方自治法第242条でいう正当な理由とはどのような場合なのか、具体的な事例について教えてください。

この却下通知は、起算日を明示していません。請求人に陳述する機会も与えず、門前払いするわけですから、その起算日の確定はよほど慎重でなければなりません。2月、11月、いずれにしても1年を経過しております。この一文に、却下の結論ありきでどっちでもいいという投げやりな不誠実さを感じます。現況に復するように、また搬出された土砂について損害賠償をすべきとの主張でありますから、現況に復すかどうか確定していない段階で監査請求を出しうるがありません。しかも、9月議会で願意妥当として請願が採択されていますから、南国市も専門家の意見を聞くなど再検討を余儀なくされています。南国市の最終回答に期待を寄せるのも当然のことと言えます。南国市は、議会の請願が採択されて以降、12月21日が住民との初めての接触であり最終回答ですから、この時点で請求期限を過ぎているという強弁は余りにも理不尽な解釈です。まさしくこの起算日をいつと認定するかを判断するのにこそ、請求人の意見陳述に耳を傾けるべきではないでしょうか。

この件については、最初から気になっていることがあります。それは、高知市で計画されている仁井田産業団地と払い下げの申請及び工事許可申請理由の整合性であります。今でこそ、ここにおる全ての人は、この業者の所有する土地が高知市の産業団地予定地の一部だということを知っています。市有地払い下げの理由に太陽光発電施設建設のためと言ってみたり、市有財産工事許可申請の理由に土地の有効利用と言ってみたり、最初から高知市に売り払うこと前提に資産価値を高める目的ではなかったか。太陽光発電施設も、資材置き場の有効活用も、虚偽の申請ではなかったか、との疑念が払拭できません。非公式ではありますけれども、このことを最初からこの問題にかかわってきた平山副市長に、何度か勉強会等の場でお伺いをしてきました。そのたびに平山副市長は、私どもも新聞報道で知った程度で、申請がされた時点で

虚偽と言えるかどうかわからないとお答えになりました。私のほうからは、産業団地の計画がきのう、きょう決まるわけじゃないんだから、ちゃんと答えられるように時系列を整理して、高知市に確認するように伝えました。確認されたのでしょうか。

いつから業者は、高知市の計画を知っていたのか。先月、2月24日と2月27日の両日、私は高知市の商工観光部産業団地整備課の吉岡謙二課長と、当時、商工観光部中心市街地活性化・工業団地整備担当理事をされていた門田良章産業団地整備管理監からお話を伺いました。門田管理監は、当人が当該企業の代表者とトップ交渉に当たられた方です。吉岡課長によりますと、高知市は平成26年度当初予算に産業団地の用地調査測量のための予算3,000万円を計上しています。当然、前年の11月のヒアリングまでに地権者の意向確認もし、用地取得に協力してもらえる内諾を得てから予算要求しているはずですので、その点について確認をすると、門田管理監は、平成25年の早い段階で私が直接代表者と交渉をして了解を得た、との回答でした。最初に南国市に市有地払い下げの申請をしたのが平成26年2月25日のことですから、この時点で既に高知市と条件面での交渉に入っています。門田管理監は、実は私の高知市役所の職員時代の親しい先輩でありますから、かなり突っ込んだ内容のことまで話をしてくれました。重要な内容でありますので、脚色なくできるだけ門田管理監の言葉どおりに言いますと、Y代表は太陽光発電施設については、最初に話を持っていったときには本当に計画していたようだ。最終的にどちらがより利益になるか両てんびんにかけているふうにも見えた。そのやりとりの中で、わしは損になるようなことはせん、3,000万円投資して4,000万円のリターンが見込めたらやる、という彼の経営哲学も聞いた。条件面での詰めは残るにせよ、基本的には協力してもらえる感触を得たので予算計上をしたと言っています。しかも何と、平成26年2月になって、Y代表から計画案の場所を公表しないでほしいと要求があったことも明らかにしました。このことは御存じでしたでしょうか。高知市との間で用地売却交渉をしていることを知られたくない、という作為を感じます。調査測量の当初予算の計上を議会へ諮らなければならぬので秘密にはできないと断り、平成26年3月15日には高知新聞の報道となっています。

平成26年2月の払い下げの申請については理解できないとし、とりわけ翌年の平成27年1月13日、庁議で市長が、市有地を譲渡する条件として、パネル設置部分も含めて南国市へ編入することを高知市へ持ちかけようと考えている。潮見台では南国市分を高知市に編入しているので、今回は南国市への編入と話がまとまればと思っている、と発言をされている情報公開資料を見せると、2人とも絶句し、あり得ない、この時期に。既に用地測量も終わった段階ですし、産業団地予定地を南国市に編入することなどあり得ないので、当然の反応と言えます。

平成27年2月の工事許可申請理由は土地の有効活用ですから、有効面積を拡大し高知市への売却金額をつり上げるためも、有効活用と言えなくはないのかもしれません。結果的に、途中まで山を削ったものの、法面勾配を緩やかにしたために有効利用できる土地は大してふえておりません。彼の経営哲学からすれば、投資に見合うリターンが見込めないのに、これ以上コストをかけて原状回復できるか、という思いであるのかもしれません。

一方では、高知市と土地売却交渉をしながら、南国市には土地払い下げの申請をする。これを時系列にちゃんと整理してみて、今わかって、どのような感想を持つのか、市長、副市長それぞれにお答えください。

そして、このような不誠実な業者に配慮する必要があるのか。何億円かかろうと原状回復させたらいいと思うのですが、御所見をお伺いいたします。

南国市という人格は、市民総体の利益代表であるはずです。市民と営利企業の利害が衝突しました。その企業は、利潤は倫理にまさると言ってはばからない、許可条件も守らない不誠実な企業です。他のことではありますけれども、強引なロビー活動で道のないところに道の駅をつくらそうとしたり、医療センター駐車場に隣接する宅地開発にかかわって、高低差を解消するのに敷地境界を擁壁で土どめ工事を行うよりも、一体的にかさ上げした方が安価で済むと判断し、医療センターに駐車場のかさ上げを提案して、工事費4,000万円を請求するような会社です。そのほかにも、とかくうわさのある人物が代表を務めるこの会社と、何の落ち度もない住民、どちらの側に立たなければならないのか、言うまでもありません。市長の見解をお伺いいたしまして、第1問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 橋詰壽人君登壇〕

○市長（橋詰壽人君） 中山議員の質問に順次答弁していきたいと思います。

私がただいま議員の質問を聞いて、最後にお話のあった、業者に対しての感想ということをございましたけれども。私はそういう高知市であったこと、いろんなあったことが事実であるかどうか承知しておりますけれども、いずれにしても、私は今緑ヶ丘の一件で少なくとも南国市に、あるいは私の指示、指示というのはこうしてくださいという指示、指示に対して私は真摯に約束は守ったと思っております。したがいまして、私が先ほど最後に中山議員が言われた、こういう業者に幾ら何億円かかっても、何といいますか、その制裁のようなことを言われましたが、私は地元の代表の方とお話しする中でもそれは感じました。それは切り土、盛り土の関係で、私も素人でございますけれども、何で盛り土でなければいけないだろうということ

も思いましたし、幾らかかってもやらしたいといいますか、やってもらいたいというように感じました。繰り返して申し上げますが、少なくとも南国市に対しては、私はこの人はいいかげんな人だなあというような感じを持ったことは一度もありません。少なくとも南国市には御迷惑はかけれないからということで、最後の植栽についても順次やっていただいたと思っております。大変重要な問題ですので。

それともう一つは、願意妥当だと議会のほうでされたことを、私がそれと同じ結果に至らなかつたから議会を軽視したとは思っておりません。これは私が緑ヶ丘の代表の方と話し合って判断を下したことありますて、何も願意妥当を否定したものではないということをはつきり申し上げておきます。

それでは、まず1番目の問題でございますが、立地適正化のことにつきまして御答弁を申し上げます。

今年度策定いたしました南国市立地適正化計画では、都市機能誘導区域内に緩やかに誘導を図る都市機能誘導施設の一つとして、スーパーマーケットを設定しております。この対象となる施設は、店舗面積が1,000平方メートルを超える日本標準産業分類の各種食料品小売業に該当する小売店舗で、主に食料品を販売するスーパーマーケットのことでございます。中山議員さんが言われる一市町村を越える広域経済圏を持つ大手量販店等は、本市の立地適正化計画で都市機能誘導施設に設定したスーパーマーケットに該当しないため、都市機能誘導区域外へ立地する場合も届け出をする必要もなく、立地を抑制するものではないと考えております。したがいまして、南国市にとって不利益にはならないと考えております。

次に、限界集落論の御質問でございますが、高齢化の高い集落は、何も施策を講じなければ将来消滅してしまうかもしれません。私は、将来何も施策を講じなければ集落が消滅してしまうと見据えて強い危機感を持って、集落が将来にわたって維持でき、高齢者など誰もがいつまでも安全で心豊かに暮らし続けることのできるよう、対策を講じなければならないと考えております。

今年度策定いたしました本市の立地適正化計画には、白木谷、奈路、瓶岩など北部山間地域も移住者の受け入れを視野に入れつつ、将来にわたり集落に住み続けることのできる定住環境を保全する集落拠点として位置づけています。中心拠点への一極集中のみでなく、地域拠点や集落拠点も一様に緩やかな誘導によりコンパクト化を目指すものですので、本市の立地適正化計画が真逆の結果をもたらすことになると、このように考えております。

最後に、議員言われた、高齢化が集落消滅の原因になると思うのかということを言われまし

たが、高齢化もいわば幾つかの原因の一つにはなり得ると思っております。ですが、高齢化だけが集落消滅の原因になるとはなかなか言いがたい。これもあるであろうし、通院の問題もあるでしょう、それから買い物の便利、不便、こういうこともいろんな条件が重なって、こういうことがある、このように考えております。先ほど西川議員が前段の状況の中で北部山間地域のことを切々と言われたわけでございますが、ああいうようないろんな要件が重なって初めて集落の消滅ということがあり得る、そのように考えております。

次に、ふるさと納税について申し上げたいと思います。

ふるさと納税につきましては、南国市でも昨年度1億4,000万円を超える寄附を全国からいただきました。本年度もそれに近い寄附の申し出をいただいており、本当にありがたいことである、このように思っております。しかしながら、一方では最近、いわゆる返礼品の競争が過熱ぎみになりまして、通信販売の一つと誤解されるような風潮も出てきておることも事実でございます。この制度の利用拡大を喜んでいるばかりではない、このように思っております。返礼品は地域ブランドのアピールの意味合いもありまして、本市でも有効に活用されていると思っております。余りにも高価な返礼品が、高額納税者が得をしているとの批判も見られ、返礼品送付への対応につきましては総務省から大臣通知も出されており、地方団体は通知に従った良識ある対応を行うことがこの制度を維持していく上で大変重要なことである、このように思っております。

ふるさと納税を使って、地震などの被災地への復興を支援することも着実に広がりを見せております。地方におきましては、この制度の意義は大変私は大きいものがある、このように考えております。

市長会に抜本的な改革案を出す予定はありませんが、国の動向を注視しながら、市長会で取り上げられた際には、行き過ぎたサービスなどの現状・課題を解消し、ふるさと納税制度が健全に発展し、ひいては地方の活性化に役立つことを求めていきたい、このように考えております。

議員御指摘の他市からの改革案があれば、真正面から取り組んで、検討は加えていきたいと思っております。

以上、私のほうからの答弁といたしたいと思います。

○議長（西岡照夫君） 都市整備課長。

[都市整備課長 若枝 実君登壇]

○都市整備課長（若枝 実君） 中山議員さんのコンパクトシティーについての御質問にお答

えいたします。

国は、2006年にまちづくり三法の改正を行い、拡散型の都市構造を集約型都市構造に改革し、さまざまな都市機能がコンパクトに集約した歩いて暮らせるまちづくりを目指す方針を示しました。その後、全国各地の自治体の多くが都市計画マスタープランにコンパクトシティーの考え方を盛り込み、コンパクトなまちづくりに取り組む自治体もふえてきましたが、これまで中山議員さんから御説明があった青森市の事例のように、必ずしも成功しているとは言えない現状にあります。そこで国は、将来的に持続可能なまちづくりを目指すべく、平成26年8月に都市再生特別措置法を改正を行い、従来のコンパクトシティーの概念に公共ネットワークを連携させたコンパクト・プラス・ネットワークの多極ネットワーク型コンパクトシティーを新たなまちづくりの方針として示しました。これは中心拠点への一極集中のみではなく、地域拠点や集落拠点も含めた多極ネットワーク型の緩やかな誘導によるコンパクト化を目指すものです。

中山議員さん御指摘の本市と同規模のコンパクトシティーの成功事例については、把握していないところでございます。平成27年12月31日現在で、立地適正化計画の作成について具体的な取り組みを行っている自治体は全国で309団体ありますが、そのほとんどがまだ立地適正化計画を作成中でございます。コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりは緒についたばかりでございますし、一朝一夕には実現できるものではないと考えておりますので、中・長期的な観点から成否の判断をいただければ幸いでございます。

次に、白木谷地区における空き家対策事業の質問についてお答えをいたします。

本市の立地適正化計画では、中心拠点への一極集中のみではなく、地域拠点や集落拠点も含めた多極ネットワーク型の緩やかな誘導によるコンパクト化を目指しており、中心部だけでなく既存集落においても人口密度の維持、集落の維持を図っていくものでございます。白木谷地区におきましては、北部山間地域における地域コミュニティーの中心地で、今後子育て世代の生活環境の充実を図る拠点として、白木谷小学校の周辺を集落拠点に位置づけています。

空き家活用住宅事業は、移住促進のため空き家を所有者から10年間定期借家し、市がリフォーム後、移住希望者等に公的住宅として賃貸するものでございます。空き家活用住宅事業では、改装を進めている3軒の家屋につきましても、白木谷集落拠点内に位置していることから、白木谷地区における空き家活用住宅事業は、本市の立地適正化計画に基づくまちづくりと整合性がとれているものと考えております。

次に、耐震診断についての御質問にお答えをいたします。

現在、本市における住宅の耐震化への補助は、昭和56年5月31日以前に着工された、いわゆ

る旧耐震基準によって建築された住宅を対象としております。

昨年4月に発生した熊本地震では、昭和56年6月1日以降に着工された、いわゆる新耐震基準によって建築された住宅にもかかわらず、倒壊した建築物も多数ありました。中山議員さんの言われるように、新耐震基準で建築された住宅でも、適正な管理が行われていないことなどから、十分な耐震性を確保できていない住宅があることが予想され、より安全な対策をとることも重要であると思っております。しかし、国土交通省が設置した熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会の報告書によりますと、過去の震災と同様に旧耐震基準の木造建築物に多数の被害があり、新耐震基準によるものと比較して顕著に高い倒壊率となっております。

さらに、昨年4月に発生した熊本地震の影響から、市民の関心も高くなり、今年度は耐震診断、耐震設計、耐震改修工事とも大きく増加しており、急増したニーズにしっかりと対応する必要もございます。このようなことから、本市としては、まずは旧耐震基準の木造住宅の耐震化を優先的に進めていく必要があると考えております。

一方、国は、接合部の仕様等が明確化された平成12年以前のものを中心に、リフォーム等の機会を捉えて接合部分等の状況を確認すると推奨しております、その効果的な確認方法を取りまとめる方針であると聞いております。このような国の動向や、本市の旧耐震基準で建築された住宅の耐震化の進捗状況を注視しながら、今後の耐震化の向上を図る取り組みを検討してまいりたいと考えております。

また、同時に耐震診断が受けられる建築年の要件を、昭和56年以前から平成12年以前に緩和することについても、国・県に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 教育長。

[教育長 大野吉彦君登壇]

○教育長（大野吉彦君） 中山議員さんのコンパクトシティーと選択制の整合性についての御質問にお答えをいたします。

今年度、取り組みを始めました大篠小学校隣接校選択制度につきましては、浜田和子議員さんにもお答えいたしましたが、15名の児童が三和小学校、後免野田小学校、長岡小学校、日章小学校、岡豊小学校の5校を選択し、この4月に入学及び転学することとなっています。今回のこの制度は、大篠小学校の児童数増加に対応するものと同時に、隣接しています6校にとりましても児童数をふやし、より多様な学びができるような制度であります。しかし、当初は制度を利用される家庭は約6%を見込んでおりましたところ、実際には約10%となっておりまし

て、中山議員御指摘の市が進めるコンパクトシティとの整合性につきましては、集中か分散かという文言だけで捉えますと矛盾をしているようにも見られますが、実質的には選ばれた5校も比較的市内の中心部近くにあり、また児童数も予想を大きく超えるものではないと考えておりますし、南国市としまして進めているコンパクトシティ構想を妨げるものではないと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（西岡照夫君） 財政課長。

[財政課長 渡部 靖君登壇]

○財政課長（渡部 靖君） 中山議員さんのふるさと納税についての御質問にお答えいたします。

ふるさと納税制度は、平成27年度税制改正におきまして、特例控除の上限額が従前の1割から倍増となったことで急速に利用者が拡大いたしました。これにより返礼品競争の過熱化が見られております。過熱化することにより、当初の理念が失われ、寄附金の増加が、寄附者の居住する自治体の税収と国税収入の減少でもたらされるものであることから、批判的な声も次第に高まっているということは事実でございます。

しかしながら、ふるさと納税の基本は、議員のおっしゃったとおり、保育や教育など出身地でサービスを受けた後、一人前になり就職して勤務地で税を納めるというライフスタイルの中で、多くの若者は地方から大都市へ出ていき、地方の自治体はみずからの税金でふるさとの子供たちを育てる一方、大都市はそれまでの保育や教育を地方に委ね、社会人となって以降の租税を受け取っていることから、地方と都市の間で租税負担と行政サービスとのバランスが崩れていますが実態としてあります。こうしたことを考慮され、議会から御提案いただきまして、本市におきましてもふるさと納税制度の拡充に努めておりますが、寄附金の大部分は大都市からいただいております。その取り組みにつきましては、どんなことをしても寄附額をふやすということではなく、あくまでも本市の魅力ある特産品を全国に広め、出身の方も含め南国市を応援していただく方をふやしていくとともに、地産外商により地域経済へも貢献するよう進めているもので、行き過ぎたサービスやふるさと納税に特化した販路を進めるものではございません。

地方の中小企業におきましては、独自に全国に広告宣伝していく費用をなかなか準備することはできませんが、この制度を利用することにより全国に発信することが可能となっており、この制度を上手に活用し販路拡大にもつなげていくことが重要であると考えておりますので、引き続き本制度の活用に御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 市民課長。

[市民課長 島本佳枝君登壇]

○市民課長（島本佳枝君） 中山議員さんの御質問にお答えいたします。

事前に登録した方の住民票の写し等を第三者に交付した場合に、本人に通知をする本人通知制度について、この制度を登録しやすいように住民異動届書などを利用してはどうかとの御質問です。

住民異動届書は、住民基本台帳法第2条及び第7条の規定により、児童手当や介護保険、選挙人名簿などについて、住所の異動の届け出を兼ねることとされています。この届書を、本人通知制度の届書と兼用した場合は、他の部署に登録者であることがわかることとなります。

また、本人通知制度の登録者は本籍地のみ南国市の場合もあるため、届け出を適切に管理する上で、現在の南国市本人通知制度事前登録申請届書による申請受付を行っていきたいと考えております。

また、登録者をふやすためにということですが、まず制度の周知という点での取り組みが必要と考えます。制度を広く市民に知っていただくこと、そして本人通知制度の理解を深めていただくよう広報等掲載して周知をしていきたいと考えております。また、窓口におきましては、案内表示、申請書の設置など見直し、手続に来た方が登録しやすいよう環境づくりに努めてまいります。

次に、申請後適用期間が3年間となっている点につきましては、制度導入の際に、本人通知制度の管理システムを検討するとした中で、中山議員さんからも御提案をいただき、対応可能な範囲で早期に制度の導入を行ったところです。現在は交付申請書と登録者の突合や発行履歴の確認などは手作業で行っております。適用期間に期限を設けない場合は、将来的に登録件数が増加していくことも考慮し、本人通知制度の趣旨からも通知に遺漏のない処理を行うことを検討することが必要でありますので、適用期間につきましては今後検討してまいりたいと考えております。

最後に、本人通知に請求者等の氏名を記載することについてですが、本人通知制度では通知の内容は、交付年月日、交付した種別、通数、交付請求者の種別と定めております。本人通知を行った後にその内容についての開示請求があった場合は、南国市個人情報保護条例に基づき対応することとなります。

本人通知制度は、交付の事実をお知らせすることにより不正請求を抑止し、個人の権利の侵

害を防止するという制度であります。その通知に対して万が一不正があった場合などに対して開示請求を行うことにより、個人情報保護条例において個別に対応していくことを考えております。

本人通知制度におきましては、制度の周知を積極的に進める自治体であること、また多くの方に登録をしていただくことが重要であると考えますので、今後、広報やホームページでの制度の周知に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 代表監査委員。

[代表監査委員 山崎隆章君登壇]

○代表監査委員（山崎隆章君） 住民監査請求の御質問にお答えいたします。

起算日はいつか、本年1月17日ではないかというお尋ねであります、起算日は当該行為のあった日、または終わった日と規定されています。今回の住民監査請求は、端的に申し上げれば、山を切り取ったことから、この監査請求が出されたところです。この山を切り取るに至ったことは、市から業者に対して行った平成27年2月の市有財産の工事許可にあります。この日が当該行為のあった日であり、起算日となります。また終わった日は、工事許可を取り消した平成27年11月となります。このことは、却下の理由として明確にしております。

それから、お尋ねの中で、2月、11月いずれにしても、という一文で不誠実だという発言でございましたが、通知書には、いずれにしてもとは記しておりません。読み上げます。「当該行為のあった日及び終わった日のいずれについても1年を経過しております」と記しております。

それから、正当な理由の具体的な事例を挙げよということでございますが、正当な理由があるときは、例えばその行為が全く秘密裏に行われて、1年を経過した後にそのことが明らかになつたという場合、あるいは天災等災害等によって交通が遮断したために請求することができなかつた場合などがあります。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 平山副市長。

[副市長 平山耕三君登壇]

○副市長（平山耕三君） 中山議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、先ほど中山議員さんから高知市と業者との間の経過について御教授いただいたところでございますが、南国市として産業団地について知っていたかと、確認したかということでご

ざいますが、南国市から高知市に行って直接確認したことはございません。高知市から、平成28年2月24日に南国市に来られまして、そういうお話を伺いしたというのが最初の確認したときでございます。

また、計画案の場所を公表しないでほしいと業者が高知市のほうに言ったということでございますが、それについては存じ上げませんでした。私はそれは知りませんでした。

また、この時系列がわかった時点での感想ということでございますが、今まで南国市に当初申請された経緯というのは、最初は太陽光発電を行うのでその土地を売ってくれないかということから始まったわけでございます。その後、高知市の産業団地の計画が新聞報道もされました。そういったこと、また先ほど公表しないでほしいというふうな発言を高知市でされたというふうに伺ったところでございますが、そういうところを、今まで教わったことを考えますと少し残念な部分もございます。ただ、南国市としまして、この山の回復ということで業者とずっとお話をさしてきていただいた中では、南国市の指示というのは守ってきていただいていると存じますし、全く信頼できない会社であるというふうには考えていないところでございます。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 10番中山研心君。

○10番（中山研心君） それぞれ回答ありがとうございます。

時間余りありませんので、もう緑ヶ丘の件だけでの2問、3問をやらせてもらいたいと思います。

起算日は26年2月だ、いうふうにおっしゃいました。どうですか皆さん、後の回復をするかどうかわからんのに、住民監査請求出しようがありますか。こんな不誠実な回答ないですよ。済みません、私初日の土居議員の質問に対して財政課長が1月17日が最終意思決定です、いう答えをされたときに、山崎監査委員さんあつという顔をされた。あつ、この人は人のええ人やな、いうふうに実はそのとき思いました。何か本音が顔に出る人なんやなっていうふうに思つたんで、もうちょっときょうの答えについては期待をしてましたけども。どうですか去年12月に、住民にもう現況どおりで回復させよという説明会をした12月21日、この時点でもう監査請求期限を過ぎちゅうっていうことについては、不都合なものじゃないですか。皆さんどうですか。こんな不都合な却下の理由がありますか。もう一旦却下したものは取り消すじや何じや言うたら非常にややこしいことになるんで、それよしとしましょう。けんど、もし仮に同じ内容で住民監査請求が出されてきたら、次は内容の審査に入りますか。それとも同じように起算日を26年2月と認定をして、それも門前払いをしますか。そのことについて再度お

答えを願いたいと思います。

それから、特別な理由について、どういう具体的な事例があったのか、全然具体的じゃないじゃないですか。全国でどういう事例があったのか、あるいは裁判にまでいってどういう判例があったのか、そのことを調べもせずに、この条文を根拠に却下する。余りにも不誠実な。具体的に、どこの自治体で何年にどういうことがあったかわかつておれば、再度お聞きしたいと思います。

市長からは、そんなに不誠実な会社やと思わざつたいう御回答でありましたけれども、見方としたら南国市もだまされちょっとした。その上でまだ業者をかばわないかんような理由がどこにあるんやろう、というのが皆さんの率直な疑問じやないかというふうに思います。

とかくうわさのある人物です。交友関係も必ずしもクリーンな人ばかりではない。敵に回さんほうが得策と判断をされたのかもしれない。でも市長、これはお互いにそう何期もやるわけじやないじやないです。後継者に禍根を残しますよ、これ。こんな変な判断したら。平山さんもちょっと残念や、お答えになりましたけども。残念やで済む話じやないと思います。行政が、どういう立場で行政に携わっていくか、この理念が問われてる話やいうふうに思います。

再度、今この段に至ってどういう感想を持つのか、再度お二人からお考えを聞きたいと思います。それから、監査委員さんには再度の回答をよろしくお願ひいたします。

○議長（西岡照夫君） 市長。

○市長（橋詰壽人君） 議員の質問の中に、推測で物を言うことが私は多いと思うのよ。業者に対して私が敵に回すのが得策でないなどという、私はこういう人間ですから物ははつきり言います。だけれども、相手がむちやを言ってることを、まあまあまあ敵に回いたらろくなこたない損するばあ、そんなことで。私が確かに、当時の市民の皆様方の前でおわび申し上げたのは、えらい軽率でしたと、もっともっと地域の住民の方と事前に話をせないかざったんですけど、その決断をしたことは、とにかく緑ヶ丘の一番前列といいますか、海側に近いところまで津波がくるという予測でしたけれども、もしこれがと思って、そのことにうんと重点を置いたがために。つまり地域の住民の方を無視すると、しようと思っていたわけじやないですが、これはなかなかええ話やと。これを土木工事として、あの山を土を削って少し広い避難場所をつくって、それに三方ぐらいからざっと走って上がるようなところをつくれば、しかもそれへ桜の木も植えましょう、トイレも置きましょうという話やき、これができりやあしようええ話やよと思ったがために、私もたったその判断のために、そうなったという話は皆さんの中でしたがです。だけど、そこへこの男敵に回したら何ていうことは、私はそんなことは思うちゃあしま

せん。

それからですね、私もう一度言いますけれども、何億円かかってもやらさないかんなどという、それだってやっぱりこれは、私はその何億円かかってもやらないかんほど、非常にこれ言葉遣いが大事なんですけれど、あの山で何か大きなこと今までしよって、これが失われてという山ならまだしも。何ちやあ使われやせんとは言いませんよ。そら、あこでタケノコをとりに来た人おる、散歩した人はおる。だけれども、私の選択は、それより大事なことは、あの竹やぶをつとうてばっと逃げれりやあ、今の東北の震災だってそうでしょう。最大津波の高さがこうだ言いよったのが、たくさんの1万何ぼの人が亡くなつて、だけどこれは予想をはるかに超えるという言葉で終わつておるわけです。

だけれども、物事というのは万が一ということがあるので、そのときに誰の責任を問われるのかいうのは、やっぱり行政なんですよ。だから、私は、これをやるということはそれほど不都合はないと思うたけれども、じかに聞いてみたら温度が何度下がるだとか、それから風が吹き出すとかいうようなことを聞いたら、そこまで、せえから頼んじやあせんことするなまで言われましたので、ああそうかなと。私が一人ちょっと先走つたかなと思って皆さん前でおわびして、やつたがです。その後のことは私答弁も申し上げたように、私たちの言う、南国市にだけは迷惑かけられんし、ましてや市長さん、私がちょっと先走つてやつたようなこともあつたから、かえつて誤解を生んだり、迷惑をかけたりすることがあつたき済みませんと。ただ、私が工事の中止命令を出したときに、最後に業者の方が言つたことが、今置いたら崩れるということが確率がうんと多いき、もうちつと最後の手入れをさしてくださいと、これは言いました。これは言つて、何日ばあぞねえと言うたら、二、三日で済むと思ひますにそれはちゃんとさしてくださいと、言うことは言つてそうしてくれました。ですから、ありもしないことを言わるとちょっと私も腹が立ちますので、敵に回したら怖いなんていうことは、私はそれ逆です。はつきり言つておきますので。

○議長（西岡照夫君） 平山副市長。

○副市長（平山耕三君） 再度感想をということでございますが、今市長も申しましたが、この件につきましては、避難場所にもなる公園を整備するということで、府議にも諮つて市長が判断された計画でございます。やるに当たつて、確かにその経過の中では申しわけないと思う、手順が抜けてたこともございますが。実際、今途中で工事をとめたその状態からの回復ということにつきましては、やはりその時点からどういうふうに回復するのか、行政として、常識的に一般的にどういう回復を求めるのが一般的なかつていうことを考えたときに、今の状態で

安定性を持った状況に植栽をして、より早く山に戻すということが一番適切であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 代表監査委員。

○代表監査委員（山崎隆章君） 1点目の、同じ理由で請求した場合どうかということですが、その場合には受け付けすることもできないかと思います。

2点目の正当な理由ということの具体ということでございますが、先ほど回答いたしましたのは解釈であります。今現在、その具体的な事例については持ち合わせておりません。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 10番中山研心君。

○10番（中山研心君） ありがとうございました。

市長、済みません。私が言い過ぎた部分はありました。ただ、ちょっと怒るポイントが違うのかな、いうふうに考えております。本当は腹を立てないかんのは、高知市と南国市それぞれ両てんびんをかけながら、どっちがもうけになるか、わやにされた。そこに本当は腹を立ててほしかったないふうに思います。

それから、監査委員さん、同じものが出てきても同じように却下するよ、うことのお答えをいただきました。第2項のこの行政処分に、気に入らんかったら裁判をするしかないいうことなんでしょうから、肃々とそういうふうになっていくんだろうと思います。ただ、正当な理由が何か、解釈を調べて、具体的などういう事例があったかについては承知しておらないという回答でしたけれども、これを理由に却下をするやつたら、同様の事例で認めたケースはなかつたかどうかということについても、きっと調べて万全の理論武装をしてから却下をすべきではなかつたのかなというふうに思います。それぞれもう回答は要りません。

以上で私の質問を終わります。

○議長（西岡照夫君） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午後0時4分 休憩

————◇————

午後1時 再開

○副議長（岡崎純男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。11番前田学浩君。

[11番 前田学浩君登壇]

○11番（前田学浩君） 通告に従いまして質問を行います。

初めに、農業政策、シシトウについてです。

シシトウは、改めて申し上げる必要もございませんが、南国市において全国の市場向けに产地形成もでき、そしてシシトウの出荷量は全国一を誇っている作物でございます。3年ほど前の重油の高騰期には離れた生産者も何人かいたというふうにお聞きしましたが、現在でもJA南国市管内で約40名、JA十市管内で約50名、そしてJA長岡管内で15名、南国市全体で100名以上の農家がシシトウ生産地を守っています。また、3つのJAが共同で品質の安定向上に向けて技術の共有を図り、有利販売につなげているとも聞きました。

このたびの一般質問では、その南国市の農業のシンボルでもあるシシトウの未来について何点か質問し、また提案もさせていただきたいと思います。

まず気になったのが、詰め作業です。

J A南国市の中央では共同の出荷場があり、平均年齢が60代の方が約40名、パートで行っているようです。南部と十市では個別選果だそうで、私の家の周りにも4軒ぐらいの詰め子さんがいますが、もう80歳を超えている方がほとんどです。十市の50代の生産者に聞きましたが、詰め子さんを確保するのが物すごく大変で、1人やめられると補充が難しく、今は奥さんが夜なべをしているそうです。JA長岡管内では、共同出荷場に間に合わない場合は、自宅で詰め作業をしてもらっているようです。JA南国市の共同出荷場でも、募集チラシでは全く集まらなく、何とか生産量が現在少なくなってきたから、量を処理できているというふうに言っておられました。

生産者は、品質と収量の向上に専念しなくてはいけません。家族に夜なべをさせていては、後継者問題はいつまでたっても解決いたしません。さらに、個別選果をお願いしている先の方が80歳ぐらいでは、もうすぐギブアップも近いと思われます。この現状について、まず担当課長の御所見を伺います。

これは提案なのですが、自動のパック詰めの機械の開発を農協と共同で行えないでしょうか。16年くらい前にヤンマーさんで研究開発をしてもらい、もう少しのところまでいって、時間的な問題もあり断念をしたと聞きました。シシトウは、大きさ、曲がり、色、虫食いなどで等級が3つ、階級が4つあるそうですが、インダストリー4.0が進む現在、技術的な問題は解決できると思います。また、時間的な課題は、並列に機械を並べたり、パッケージそのものを自動化に対応したものへ変更すれば可能だとも思います。

先ほど、高齢者だけの話をしましたが、それ以外の年齢の方も、いつまでも詰め作業に従事

してくれるとは思われません。それは全ての業種で人不足であり、取り合いをしているからなのです。また、若い方は地味な作業を嫌う傾向にあります。人手を解決する方法の一つは、機械化・ロボット化です。外国人労働者をこういう作業に充てるというのは、私は余りよく思いません。農協の県域化に向けて南国市のイニシアチブを示すためにも、シントウの詰め作業の自動化に向けた取り組みを農協を含め产学研官で行うことにより、南国市がこれまでもしていたようにリードするように提案いたします。担当課長の御所見を伺います。

シントウには少し思い入れもあります。10年くらい前、シントウの色素ポリフェノールであるクロロゲン酸を抽出する実験を行ったことがあります。この件は議員になったころ一般質問でも言ったことですが、シントウのポリフェノール含有量はほかの野菜と比べても高く、クロロゲン酸は小松菜の次であったと思います。クロロゲン酸は肝臓にもよいと言われ、コーヒーにも多く含まれております。最近、コーヒーが健康によい飲み物であると言われているのは、このクロロゲン酸を含んでいるからだと考えます。大企業の資生堂のパウダー商品、花王の飲料にもクロロゲン酸を採用したものが商品化されております。また、シントウのカプサイシンはダイエット効果もあります。

このたびDHCと南国市が協定を結ばれたと発表がありました。ぜひシントウのクロロゲン酸を活用した健康食品づくりをお願いいたします。また、シントウのB級は生産量の約30%もあるようで、量的にもメーカーの要望に応えれることができると思います。

また、4年前に長岡にある韓国料理で人気のある景福宮に関係した土佐キムチさんで、シントウの韓国みそあえをつくった経験がございます。このときも県の若い人には非常に好評でした。私もいろいろ食べてみまして、これはいけると今も思っております。シントウの食べ方の研究も合わせてほしいと思います。

今、産地化を守っていく姿勢をとらないと、生産者はどんどん減っていくという危機感を担当課に持ってほしいと思います。

次に、教育行政について幾つか質問をいたします。

大篠小学校隣接校選択制度の件ですが、このたび議員にも配布されました南国市教育委員会自己点検・評価シートの中で、教育委員会の評価は重要度・実現度とも最高点でしたが、果たしてそうでしょうか。南国市公立学校通学区審議会においても、私のほかもう一人の議員が最後まで反対をしておりました。大篠地区の文化を守るという非常に曖昧な理由により、審議会では文化を守るとは、というような議論もなく制定されました。なお、その評価シートの総合評価では、南国市公立学校通学区審議会では大篠小学校の歴史や住民の思いを知ることが

できだし、校区変更の難しさも理解できた。将来の人口変動を見据えた上で、大篠小学校隣接学校選択制度は賢明であったと考える。また、児童数減少の小学校にとっても特色ある学校経営をアピールできる絶好の機会であった、と記載されております。

私は、以前の議会でも話したように、大篠地区の近年の文化とは、変化に応え新しいことにチャレンジする文化ではないかと考えております。南国市で数少ない市街化区域で、田んぼを宅地にし、新しい住民を受け入れ、結果として変化を受け入れ、まさに中核地として南国市のタグボートの役割を果たしております。地区の市議会議員も、議長を含めもともと大篠地区の住民でない方が代表者になっていることからも、それは証左されます。私は、これはすばらしいことだと考えております。これが南国市を中心の大篠の文化ではないでしょうか。大篠小学校の守らないといけない文化とは何を示すのでしょうか、お答えください。

今回の方策は、はっきり申し上げますと、制度を利用した児童数も少なく、また当初1年生だけと聞いておりましたが、1年生以外の生徒も含まれてたようです。結局、大篠小学校の増改築に多額の予算をかけることになったということで、私は低い評価ではないかと思います。これは、南国市においてファシリティーマネジメントがまだできていなくて、つまり公共施設の新設について基準などを持っていないからだと考えます。担当課長に、なぜ最高の評価になったのかお伺いいたします。

この件で質問ですが、大篠小学校の増改築をしても数年後にはその教室は不要になると思いますが、それが何年後に不要となるか予想されてるのでしょうか、お答えください。

もう一点質問です。

この制定によって、奈路小学校と白木谷小学校への特任学校へ行く生徒数に影響はなかったのでしょうか。さらに、これで学校選択制度を取り入れた小学校は3校になりますが、今後も選択制度を拡充していくのでしょうか、担当課長の答弁を求めます。

次に、英語ＩＣＴ教育です。

先月24日、文科省の学力テストの専門家会議で、2019年から英語のテストでパソコンやタブレット端末を実施し、録音データを入れたＵＳＢで採点する方針が示されました。これにより、実施時間の短縮と採点の信憑性も高まるとされております。

この質問は、先ほどの大篠小学校ともつながっているのですが、昨年の議会でも質問しましたが、保護者が求めている英語やＩＣＴ教育の推進はモデル校で成功したら水平展開をしないと、南国市の公立学校としての教育の機会均等が担保できません。今回も、英語教育の推進で日章小学校を選んだという保護者のコメントが高知新聞に出していましたが、これをおか

しいとは思わないんでしょうか。現在、ＩＣＴ推進も限った学校で続けられておりますが、教育委員さんは、この現状は全員賛成なんでしょうか、お伺いいたします。

今の4人の教育委員さんを否定するつもりはありませんが、4人全員が賛成であるならば、条例改正をして教育委員を8名ぐらいに増員してもらい、多様な意見のある教育委員会にしてもらいたいと思います。ちなみに、人口が同規模の佐賀県武雄市は教育委員さんは9名です。

先日、高知県の総務部長のお話を聞く機会がありましたが、総務部長は教員の採用倍率が低くなつたことを懸念されておりました。信頼をしている高校の校長先生が言っておりましたが、一般的にも7倍を切つたらよくないと言われておりました。そうした現状からも、ＩＣＴ活用による、よりよい教育をＰＣ・タブレットで学んでいく方法をとらないといけません。特に英語については、今後小学校で本格的に始まるようですので、英語の苦手な教員が担当していくは、子供たちに不利益をもたらし将来が不安です。小学校での英語教育の課題解決法について、担当課長の答弁を求めます。

また、障害児教育や特別支援の要る子供たちの授業でも有効であるとされているタブレットの全員配布などは、教育委員会として検討されているのでしょうか、お答えください。

次に、保育園、保育所の統廃合について伺います。

28年度中に地区の住民説明を行うと議会答弁があり、6月の教育民生常任委員会で私のほうから、どたばたで説明会を行わないようにと注文をつけていたと記憶しております。この件は、これからどのように進めていくのでしょうか、担当課長の答弁を求めます。

最後に、中学生の自死についてお伺いいたします。

委員会の議事録は作成していなかったということが明らかになりましたが、まず会議は録音されていたと思いますが、それもないということでしょうか。

2点確認をしますが、生徒アンケートから出てきた内容で、不明と処理されたものが数点あったと思いますが、それは調査委員会でどういう議論の過程で、不明で処理しようと委員全員で納得をしたのでしょうか。

もう一点、自死をした日が2学期の登校日の前夜であったと思いますが、この8月31日について報告書のまとめではわずかに触れられていますが、これは自死した生徒のダイイングメッセージとしての判断は、調査委員会ではどのような議論の過程で、いじめが直接の原因ではないと判断されたのでしょうか。

また、委員の中に、この件はいじめが主原因であるという意見は出なかつたのでしょうか。彼は、家庭には自分の部屋という居場所がありました、学校に居場所がなかつたのではない

でしょうか。これはその年の塾の先生に、学校生活が苦しいと言ったことからもわかつております。ですから、登校日の前日の8月31日に自死したのではないでどうか。自死した子供の父親に直接会ったことがあります。それは、報告書が出てNHKで放送があり、卒業式も終わった後です。先方のリクエストもあり、職場の駐車場で1時間ぐらいお話を聞きました。

最後に1点お聞きします。

これまで、中学校並びに教育委員会としては丁寧に進めてきたと思いたいのですが、なぜ卒業式の後、担任が卒業証書を御自宅に持っていくかなかつたのでしょうか、答弁を求めます。

以上で1問を終わります。

○副議長（岡崎純男君） 答弁を求めます。農林水産課長。

[農林水産課長 村田 功君登壇]

○農林水産課長（村田 功君） 前田議員の農業政策についての御質問にお答えいたします。

シシトウは、議員言われるとおり本市の基幹作物です。生産量では、施設、雨よけ、路地、合わせて系統外も含めまして27年は834トンで、県下2,576トンの3割強を占めております。

御質問の人手不足・労働力不足は、シシトウに限らず農業全般にわたり本当に深刻な状況で、園芸農家の約4割で労働力不足が発生し、拡大再生産のボトルネックになっております。これまでの地縁に頼った確保策では限界があり、本市でもJA中央東農業振興センターなどで組織する地域プロジェクトチームで、求職者と農家の地域内でのマッチングや、他地域のプロジェクトチームとの連携を図ることとしております。

シシトウの機械化、ロボット化につきましては、議員言われるとおり、相当前のことですが、機械のライン化が実現段階までこぎつけた経過がございます。ただ、ロスが多いなどの精度にかける面とともに、一番の要因は設備導入に係る農家負担が非常に大きく、詰め子さん、より子さんを雇用したほうが経費的に安価であることから断念したとの経過を聞いております。ただ、その当時とは状況も大きく変わり、議員言われるように、大量生産からオーダーメードへの流れの中では、機械化・省力化の可能性はあると同時に、機械化は必ず行わなければならぬ懸案事項です。JAとの協議の中でも、ニラの定植機と並んでシシトウのパック詰めの機械化は重要事項として上がっておりまます。

本市ではありませんが、機械化に向け試作段階のものはありますが、やはり既存のパッケージのように独特の荷姿も重要な販売戦略の一つであり、苦戦しているとも聞いております。

今後も、定期的に開催しております3JA合同シシトウ部会の中で、機械化を含む労働力対策をさらに進めてまいります。

また、シシトウに含まれるクロロゲン酸ポリフェノールには、抗酸化作用や脂肪の蓄積を抑えることによる脂肪肝予防、糖の生成を抑えることによる糖尿病予防、血糖値の上昇を抑制するなどの効果・効能があるとのことです。特に、夏に出回る露地物に多く含まれるようで、府内で情報共有しながら健康食品づくりにつなげていければと考えております。

最後に、シシトウの食べ方の研究につきましては、南国地区シシトウ生産者大会実行委員会が作成したおいしいシシトウレシピとして、油はね防止や色よく仕上げるコツなども掲載し、揚げ物、焼き物、いため物、あえものなど16品目のレシピ集を発行して消費を喚起しております。また、農家レストランまほろば畠では、毎回原則としてシシトウ料理を提供しており、2周年記念としてシシトウ料理レシピ集も作成しております。JAや県、市で組織する南国市営農改善会生活部会は2種類のパンフレットの発行などによって、調理方法の周知に努めておりますが、広く消費者の方々に浸透しているとまでは言えません。

消費拡大を図ることは単価の維持、安心して生産できる体制の構築にもつながります。日本一の産地を守るため、県、JAなどの関係機関と連携して、省力化、機械化による生産農家負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 教育長。

[教育長 大野吉彦君登壇]

○教育長（大野吉彦君） 前田議員さんの教育行政の中学生の自死についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の議事録の作成と録音のことにつきましては、本委員会の議事録の作成や会議の録音はされておりません。委員長からのその理由につきましては、土居篤男議員さんの御質問にもお答えさせていただきましたが、委員長からその理由について説明をいただいておりますので、お答えをさせていただきます。

調査専門委員会の設置及びその構成員並びにその職責と権限について定めた条例及びその施行規則には、議事録の作成を義務づけた規定はありません。したがって、議事録を作成するかどうかは、委員長の判断に任されていることになります。委員長の判断は、真相究明という当委員会の職責を果たすためには、委員相互の自由な意見交換と忌憚のない議論とが求められるところ、一旦個々の委員の発言を記録すると、これが既成事実化してその後の意見交換、議論に対する制約となりかねず、結果的に当委員会の職責を果たせないことが懸念される。したがって、議事録作成に至らなかったというものです。また、録音につきましても同様の理由にな

るということでございます。

2点目の不明につきまして、どういう議論の過程でそういう処理をしたかとことにつきましては、生徒アンケートから出てきた内容で、3点真偽が確認できなかつた情報があります。これらの情報は調査の結果、いずれも第三者が話しているのを聞いた伝聞であり、さらにその話のもととなる第三者に聞き取りをすると、当該第三者もほかの第三者から聞いた伝聞である。結局はうわさ話であることが判明し、それ以上、事の真偽は確認できなかつたということです。また、委員長からは、委員間で異なる見解や考察があれば報告書に意見を並列表記する旨を申し合わせて議論したが、結果として事実認定及び分析の結論全てについて、全員の意見が一致したので、これを取りまとめた報告書となつたと説明をいただいております。

3点目の、どういう議論の過程でいじめが直接の原因でないと判断したことに至つたかにつきましては、調査専門委員会としての心理過程についての議論や経過についても報告書の第5章にまとめていただいておりますが、それぞれの専門分野の知見をもとに議論をいただき、「調査専門委員会が認定した事実」で記した事実や資料に基づいて、自死の背景要因、自死行動の心理モデル及び人が精神的に危機的な状況に陥る心理モデルを用いて考察し、学校的背景や家庭的背景、個人的背景の観点に従つて事実を当てはめ、危機理論の心理状態の流れに従つて、なぜ自死を選択するに至つたか考察をいただいております。そして、自死に至るまでに複数の要因がかかわつて自死への準備状態が高まつていったと考えられると、報告書にて考察を述べられております。

4点目の、なぜ担任が卒業証書を自宅に持つていかなかつたかにつきましては、卒業証書につきましては、校長が卒業式において手渡していますので、校長が持参させていただいたということでございます。よろしくお願ひいたします。

以下の御質問につきましては、次長のほうから答弁させていただきます。

○副議長（岡崎純男君） 教育次長。

〔教育次長兼学校教育課長 竹内信人君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人君） 前田議員さんから、まず英語ICT教育についての御質問がありましたので、お答えをさせていただきます。

平成32年度から全面実施されます新学習指導要領の中で、小学校は外国語活動から教科としての英語科がスタートされます。従来の外国語活動は3・4年生から行われ、5・6年生は評価を伴う英語科になっていきます。

外国語を通じて言語の働きや役割などを理解し、読み書きをすることにより、外国語の文字、

単語などになれる親しませるとともに、実際のコミュニケーションの場面において活用できる基本的な技能などを身につけるようにしていきます。

南国市も、こうした国の流れに対応すべく、平成30年度から小学校3年生の外国語活動を、また5年生から英語科を先行実施し、スムーズに移行できるように取り組んでまいります。そのためにも、平成29年度から小中学校外国語担当者会を組織し、既に英語科に取り組んでいる日章、大湊の成果を全校に広め、英語担当の学力向上スーパーバイザーを配置することにより、教員の外国語能力の育成を図ってまいります。

また、ICT活用につきましても、今年度で全小中学校に無線アクセスポイントとタブレット端末の設置が完了し、各教室で子供たちがタブレットを使って調べ学習をしたり、活動の記録を残すことができるようになりました。また、今年度、中学校にデジタル教科書も導入いたしました。それらを約60名が所属しております南国市ICT教育研究会会員が中心となって、ICTを使った公開授業を行って授業力を高めたり、校内研修で教職員にICT機器の使い方を広めたりしております。

また、小学校2校、奈路、久礼田小学校のICT推進校から他の学校へ配属になった教員も積極的にICTを活用し、子供たちにわかりやすい授業を展開しております。

今後もICT教育を進める中で、要望が多い電子黒板の整備や、ICT支援員の拡充など、ICT教育の推進を進めてまいりたいと考えます。

次に、大篠小隣接校選択制度についての御質問にお答えをします。

平成29年度から実施いたします大篠小学校隣接校選択制度は、15名が利用することとなっております。南国市公立学校通学区審議会においては、前田議員さんを初め多くの市議の皆様にも御審議いただき、まことにありがとうございました。以前、高知新聞にも掲載されましたように、当初は6%ほどが利用するのではないかと予測しておりましたが、実際には約10%が利用することとなり、結果的に新入生は1クラス減になる予定でございます。このまま6年間続ければ6クラス減ということになりますが、周辺環境の変化により不確定要素が多いというふうに考えられております。

次に、前田議員さんからは幾つかの御質問がございましたので、順にお答えさせていただきます。

まず、大篠地域の文化ということでの御質問がありました。

この大篠の文化ということについては、諮問会議等でも出てきた言葉ではありますが、特定のこれというものを指したものではなく、全般的に地区のよさということをあらわしたものだ

というふうに理解をしております。しかも、相対評価ではなくて、絶対評価ということであらわしたものでは、というふうに私どもは捉えております。

次に、選択制度が、教育委員会の自己点検・評価で、なぜ最高の評価になったかということですが、大篠小学校の児童急増に対しまして、どういった対応ができるかということです。平成27年度から検討会を立ち上げ、皆様の御協力もいただき、平成29年度からスタートできるということは、実現度、重要度という2つの指標においては、高い評価ができるものとして評価をしております。しかしながら、前田議員さんが言われる効果とか、市民生活全体への影響につきましては、今後、検証が必要であるというふうに考えております。

次に、増改築をしても何年か後には不要となるのではないかという御質問ですが、先ほども申しましたように、児童生徒数の推移は不確定要素が多く、あくまで推測ということではありますが、人口推計でよく用いられるコーホート変化率法による人口推計では、大篠地区の5歳から14歳までの人口は、平成42年においても児童生徒数は微増の状況にあります。

また、30人学級の拡大が実施されると、児童数は横ばいであっても学級数は増加することが予想されており、空き教室がふえるということは、現状では考えておりません。

また、大篠小学校の増改築につきましては、大篠小学校の校舎は、昭和54年から4期にわたって建設をされており、間もなく40年を迎えます。そのため、校舎の老朽化への対応は学級の増減にかかわらず進めていく必要があります。昨年度に学童クラブの新設やプールの改築も含めて、総合的に校舎の増改築を進めるための基本構想を作成しており、今後計画的に増改築を進めてまいりたいと考えております。

次に、特認校への影響はという御質問ですが、この制度というのは、選択制度の実施に伴い、制度を利用する保護者の中で、学校を選ぶときに特認校を含んで考慮していた御家庭はありませんでした。また特認2校につきましても、平成29年度特認入学生は既に決定されていますが、その中におきましても、選択制度の利用を考えている家庭はなかったと認識しております。この制度における直接的な影響はなかったと考えております。

最後に、今後も選択制度を拡充していくかという御質問ですが、現状におきましては、選択制度の拡大については考えておりません。しばらくは現状の制度にて見定めてまいりたいと考えております。

教育委員の増員というのは、御意見を承らせていただきます、ということでお答えさせていただきます。

以上です。

○副議長（岡崎純男君） 子育て支援課長。

[子育て支援課長 田内理香君登壇]

○子育て支援課長（田内理香君） 前田議員さんの御質問に対し、津波浸水区域内保育施設の移転・統廃合などの進捗状況をお答えいたします。

まず、民間園でございます吾岡保育園において、施設の老朽化に伴い、移転による新築整備を行い、利用定員枠を拡大する計画がありました。それにより津波浸水区域内の里保育所の児童の受け入れ推進が図られるのではないかと考えておりましたが、吾岡保育園の移転候補地での新築整備計画については、諸々の事由により法人側が断念をし、現在は新たな候補地を探している段階でございます。

次に、同じ法人運営による稻生保育園と十市保育園については、高台候補地への統廃合による移転協議を進めており、法人よりは、今月末の理事及び評議委員による役員会にて最終協議がされると聞いております。役員会にて候補地での整備を進めることができれば、地権者の方へ御協力依頼をすることになります。その後に保護者の方や地域の方へ御説明ができるようになると思われております。

公立保育所におきましては、保育士、保護者の方より、津波浸水区域以外への保育所移転などについて御意見を聞かせてもらうために、11月に大湊保育所、2月に里保育所での保護者会に参加をさせていただきました。保護者会では十分に御意見を述べられなかつた方や、参加できなかつた方がいましたため、後日アンケートによって御意見、御質問をいただいております。なお、庁内の関係部署による保育施設等整備検討会を開催し、老朽化した保育施設の整備などとあわせて、津波浸水区域内の保育施設の移転・統廃合について協議を行っておりますが、いただいた保護者の意見も参考に検討を重ねてまいる予定でございます。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 11番前田学浩君。

○11番（前田学浩君） それぞれ御答弁をありがとうございました。

シシトウについては、先日、同僚の小笠原議員さんから大変うれしいお話を聞きました。

それは、JA長岡管内でIターンした方がシシトウをやっていて、その軽トラックのナンバーを4410としているらしいです。4410、シシトウということですね。すごくいい情報だなとうれしかったです。こういう若き農家のためにも、シシトウの振興策づくりというものを今後ともよろしくお願ひいたします。

次に、中学生の自死の件ですけれど、議事録を作成しなかった件について、まず文科省や県

の教育委員会にアドバイスを求めなかつたのでしょうか。これをお伺いいたします。

県は、先日の一般質問でもありましたが、議事録の作成を規定しております。それはもう一度述べますが、教育長の答弁としては、行政の透明性の確保や被害者や保護者への説明責任を果たすといった要綱の趣旨から、というふうに規定されているそうです。

まず質問ですが、中学生の自死という重要な事態が発生したケースで、文科省にも過去に報告した事例があると思いますが、その中で議事録を作成しなかつたケースというのは承知しているのでしょうか。答弁を求めます。

また、真相究明のために議事録を作成しなかつたということの説明を何度も聞きましたが、私もこの報告書を今回再度もう一回読みましたが、これは真相究明はできないというふうに私は思います。これは一番報告書の最後の「おわりに」にも書かれているんですけど、その1行目を読んでると、1年生のとき書かれた人権作文。これは、物すごく重たい人権作文だと思うんですけど、この人権作文とワイシャツのほころび、これらはいじめとそのいじめによる苦痛を連想させますというふうに、これが第1行です。

そして、この中でおわりにの文章の中では20行ぐらいの文章があるんですけど、真相がわかるようなものは一ヵ所も出ておりません。さらに、おわりにを書いた方がどの方かわかりませんけど、ちょっとおかしいんじゃないかなというところもあります。そこをあえて読みます。

遺書の置かれていた場所について書かれてるんですけど、「どうして○○さんが倒れていた自宅の庭先でなく、彼の部屋の机の脇に置かれて発見されたのでしょうか」。これ普通じゃないですか。庭先に遺書を置くということよりも、自分の机の脇に置くほうが僕は普通やと思うんですけど、これ疑問視されてるんですよね。これ、何でここに疑問詞があるのかわからぬないです。つまり私の言いたいことは、真相究明はできない。議事録を作成しないというのは、真相究明のために議事録作成しないという方法をとられたと何度も御説明ありましたけど、今回のこの報告書は真相究明がされてないんです。ですから、繰り返しますけれど、こういう自死のことは重大案件ですから、仮に専門家でも一人の人間の意思をわからうなんて思ってはいけないです。

それで、子供の保護者を納得さすためには、正しい議事録をお見せして、その過程を納得してもらうしか方法はないんです。ですから、県も規定してますし、文科省も多分、多くは議事録を作成してると思います。言っていることわかると思いますけど、繰り返します。この報告書では真相究明されてない。もう一回読みますけれど、その途中の文章に、彼の倒れていた

自宅の庭先でなく、なぜ彼の部屋の机の脇で発見されたのでしょうか。もう一回言います。これ普通だと思います。机の脇に置いてたでしょう。ですから、この終わりで真相究明が書かれてると思ってずっと読んでたんですけど、やっぱりさっぱりわからない。それで、先ほども述べましたように、8月31日に自死したということは、これダイイングメッセージなんです。それでこれ、私も調べましたけど、2015年8月30日日曜日、日本テレビ高知放送系の「バンキシャ」という番組で、8月31日に自死が多いという特集番組をやっております。

それで、私も自死した保護者に聞きましたけれど、多分これを見た可能性があるというふうにおっしゃってました。ですから、そのバンキシャの8月30日日曜日の8月31日に自死が多いという自殺の特集番組を見て、これは私の推測にすぎないんですけど、それでその日を選んだんじゃないかなというふうに感じております。それで今さら、もう一回再調査しても意味ないとも思いますけれど、これは真相究明はされてないと私は判断させていただきます。

それと最後に、以前、大篠小学校で虐待で死亡された事件がありました。それは要支援保護の対象に載ってたと思います。それで、今回のケースも、小学校の時点から要注意、要マークの生徒であったはずです。それで、1年生のときに悲しい人権作文を書いて、自殺未遂もして、それで3年生になっても塾の先生に学校生活が苦しいと言って、それで1学期のときにワイヤツを破られた。何も改善されてない、小学校のときから。何も改善されてないまま自死をしたということで。これも厳しいことかもしれませんけれど、虐待で死亡した件で、残念ながらそれが生かされてなかったというふうに私は判断をさせていただきます。

以上です。

○副議長（岡崎純男君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（大野吉彦君） それでは、2問目にお答えをさせていただきます。

これは、あくまでも先ほども申しましたように、いじめ対策の基本法の中で、委員長が申しましたように議事録を作成しなくてはならないという規定はございません。したがいまして、最後の端の文章も、いわゆる終わりになるんですが、これも委員会がまとめたことでありますて、私がどうこう申し上げることではございません。よろしゅうございますでしょうか。

委員会のほうにこれは調査、いわゆる自死に至った要因・原因をどうぞ究明していただくために委員会が設置した調査専門委員会でございまして、最終的に皆さんの意見を聞いて、委員長がまとめられた報告書でございます。つけ加えらせていただきますと、この報告書を読んでいただいたら、そのことがわかるというふうに委員長からはお聞きしております。

で、前田議員さんがおっしゃられる真相究明ということがどういうことなのかということで

ございますが、私は私なりに考えますけども、真相究明という意味は、自死に至った要因・原因に、より近く迫る。そして、そのことを後に生かしていく。後に2人目のものを出さないようにしていくということが、我々に与えられた使命でございます。

実は、このことが議会で取り上げられるようになったときに、私が一番心配しましたのは、学校的要因、家庭的要因、個人的要因ということで、心理の面からいろんな面で、何回も繰り返して私申し上げますように、委員の皆様は、委員長以下本当に誠心誠意、真相に迫るために調査をしてくれております。調査した生徒の数は589名。協力を申し入れてくださった生徒さんが527名。それをずっと追いかけて追いかけてやっています。真相に迫ろう、一生懸命努力してくださってます。

その過程で、私が一番心配したこと、危惧したことは、こういう場でそういうことが出てきたら、家庭の中のこと、個人のこと、こういうことが出てくるんではないか。それを私は物すごく危惧しました。心を痛められたお子さん、心を痛められ愛情を持って育ってきたお父さん、お母さん、御親族の皆様方が、そういうことによってさらに心を痛められるのではないだろうか、そのことをすごく私は思いました。それは絶対に2人目を出してはいけない。真相究明という、私も前田議員さんのおっしゃること、議員の皆様方が思われることも一緒だと思いますが、学校が万全であったとは一切思っておりません。

3つのいじめがあったことも、調査専門委員会はきっちと認めています。そして、不明なこと、未解決のことも、ちゃんと報告します。全く隠したり、どうこうしたものはございません。で、学校はそういういじめがないように、あったときには、絶対にそれを隠さないで早く手を打つ。で、委員会に報告する、委員会も提言を受けております。いわゆる教員がそういうことを早く見抜いて、それを防ぐことができるよう、教育委員会はその課題を背負っております。そうやって学校現場も万全ではなかった。お互いにこの事案のことをみんなが、彼に、生育に養育に携わってきた、関係したみんながお互いに、自分たちが携わってきた中で、もっとやらなかつたことはないんだろうか、もっと手だてが要るのではないだろうか。これをやっぱり私たちは反省し、気づき、これから子育てに、あるいは学校で預かったときに、これを生かしていくなくてはいけない。私はそんなに思います。で、あくまでもこの報告書はそういう意味で、みんなからいただいた意見をまとめて、いろんな角度で心理的な分析もして出したもんでございます。どうぞそういう意味で、前田議員さん御質問の中にもありました、子供はここが居場所がよくって、ここが悪かったとかそういうことではなくって、彼に携わってきた全員が、やはりそのことを真摯に受けとめて、今後取りかかっていく。ぜひ議員の皆様方に

もそのことをお願いをいたしたい。私は、このことで誠心誠意やってくれている。この報告書を読んでいただけたら、どういうふうな取り組みをして、どういう分析をしてこの結果に至ったか、それがおわかりいただけると思います。

今、前田議員さんがおっしゃられましたので、私の個人的な真意として、この終わりの、私は最後の端に委員会が書いてくださっておりますが、その机の上の彼の封筒に書かれた文章を読んだときに、私は涙が出ました。本当に彼に対して、彼がこういうふうに、もう報告書を皆さん読まれてると思うんですが、「僕に関係するものは、全て処分してください。そして、僕のことは永遠に忘れてください。思い出してもいいことなんてないから」、彼はそう書き残しているんです。これをおうちのほうでありましたって報告を受けて、読ましてもらったときに、本当に体が私、震えました。つらかったろうな、悲しかったろうな、しんどかったろうな。これを読まれたお父さん、お母さんは本当につらいろうな、本当に悲しいろうな、そう思いました。御本人の気持ち、お父さんの気持ち、それと同じように私たちもこのことを真摯に受けとめなくてはいけない。今、指摘された教育委員会は、6つの項目を報告書から提案されています。絶対に教員が虐待を早く発見すると同じように、このことについても絶対見逃してはいけない。それを強く思いました。

実は、いじめということが絶対あるわけですので、私は、南国の生徒会執行部が集まった、4校が集まったときに、いろいろ手だてはあるかもわからない、でも一番大事なことは、クラスの中で、大野君、そらいかんろ、いじめやろ、そう言える学級になってください、そう言える皆さんになってください、そんな学校をつくってください、私は申し上げたんです。そこが出発点でございます。学校は十分でなかつたことを反省し、教育委員会もその教員に対してそういうことができるよう研修会もやれませんでしたから、今、一生懸命やっています。そういうことで、どうぞ家庭のこととか、それから個人のこととか、そういうことではなくて、この報告書は、本当に一生懸命やってつくってくださいますので、ぜひそこをもう一度、今、私の申し上げたことも含めて、お読み直しいただいて、ぜひ2人目が出ないように私どもも全力を挙げて頑張っていきますので、議員の皆様方にもそのように受けとめていただいて、お取り組みを、御理解を、御協力をお願いしたいと思います。

済みません、私も自分の子供を亡くしてるもんで、そんな思いからも強い口調になってしましましたこと、お許しいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（岡崎純男君） 11番前田学浩君。

○11番（前田学浩君） 教育長のお話はよくわかりましたが、ただ私が2問目にした質問に答えられておりません。それは、中学生の自死という重要案件の中で、文科省に、数多くと言ったらいかんんですけど、何点か報告されていると思います。その中で、議事録を作成しなかったケースというのは把握されてるでしょうか。その件についてお伺いいたします。

それと、その卒業証書を学校長が持っていたいれたということですけれど、間違つたら申しわけなかったんですけど、私の聞いてる範囲では教頭先生ともう一人の方が来たというふうに聞いております。文科省に自死の件で報告された中で、議事録を作成してなかったケースは何点あるのか、そういうことを把握してるかどうかお伺いいたします。

以上です。

○副議長（岡崎純男君） 教育長。

○教育長（大野吉彦君） これは全て、県教育委員会を通じて文科省にも当然報告をしてございます。それで、文科省のほうでは、自死に至った事案について、いわゆるいじめが原因なのかどうなのかということを判定をしております。その中で3件、平成27年度につきましては3件あります、そのうちの2件、3件の中に南国市も入っております。で、あの2件はいじめが原因であると言われてますが、南国市につきましては文科省のほうでもいじめが直接の原因ではないということでいただいておりますから、全国のその事案について議事録をつくってないというような点については、私のほうは確認をしておりません。ただ、県教委を通じて文科省へ報告していることは間違いございません。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 15番野村新作君。

[15番 野村新作君登壇]

○15番（野村新作君） 道路行政につきまして質問を行います。

道には、地域の活性を支え、市民生活の安全・安心の確保、地域間交流の円滑化、充実した暮らしと良好な生活環境をつくるという大きな役割があります。

南国市には、市が管理する市道が約550キロあります。市には1月31日現在で2万2,054世帯があり、小部落公民館135、公共公民館26、計161。公民館のない地区もあり、数の上では161以上の集落があると推定をされます。その中で、緊急車両の通れない、または通りがたい集落内市道が何集落あるかお伺いをいたします。防災面、救急面で大変危惧されるところです。緊急車両の通れない集落へどのように対策を講じているかお伺いをいたします。

南国市合併により、当時の村道が市道に昇格され、現在に至っている箇所があります。往還

という言葉が使われておりましたが、現在では知らない人がほとんどだろうと思います。辞書には、車馬の通れる道、車力、馬車、リヤカーが通る昔の幹線道路で、名残の残っている箇所も見られます。山間部では、軽車両の通りがたい市道や、未舗装の市道があると言われております。5年ほど前になりますが、軽四の救急車が華々しくデビューをいたしましたが、狭い市道で活躍していることと思われますが、出動状況はいかがなものかお伺いをいたします。

救急患者の家の玄関前まで入れれば理想でございますが、そうはうまくいかない場合はどのように対応しているか、特に生命のかかっている場合には、現場に早く着き、病院まで早く搬送しなければなりません。大型緊急車両の入りがたい現場での対策をお伺いいたします。

近年、車両の大型化や舗装の老朽化により市内全域の道路がでこぼことなっており、また市民の意識変化に伴い、補修箇所が年々増加しているとのことであります。道路補修に予算をどのくらい使っているか。穴埋めの程度ならまだしも、レミタルトでは対応できない場合は業者に委託しなければならないが、委託料はどのくらい払ったか。また、市道拡幅に関して土地を買収してまでは行わない、提供のみと言わされていましたが、現在も変わりはございませんか。

資料によりますと、市道の未登記が2万3,808筆あり、土地所有者から同意を得られた場合に未登記処理を行っている。毎年、地権者にどのくらい支払っているか。27年度決算では2件の処理が行われておりますが、見通しはどうかお伺いをいたします。

続きまして、委託料につきましてお伺いをいたします。

地方公共団体の事務事業を他の機関あるいは特定の者に委託して行わせるための経費で、試験、検査及び研究の委託料、調査、測量及び設計の委託料、映画制作委託料などがあります。委託には、法令に根拠があり、いわゆる公法上の委託とされるものと、それ以外の私法上の委託があります。私法上の委託としては、一般的に委託契約と呼ばれるものほか、運送契約、信託契約、手形契約等によるものも含まれます。その範囲は広く、地方公共団体が直接実施するよりも、他の者に委託して実施されるほうが効率的または効果的なもの、主として特殊な技術、高度の専門的な知識または特殊の設備等を必要とする事務事業、調査研究といったものがこれに含まれます。

市は、27年度一般会計決算では、委託料として22億9,600万円を歳出しており構成比11.15で、扶助料31億7,000万円構成比率20.77、負担金補助及び交付金31億7,000万円構成比率15.43で3番目の大きさです。どういう方面に委託料が流れているか、お知らせをお願いをいたします。

身近な委託事業として、舟入川等清掃委託事業があります。市街地を流れる河川については、

生活排水のみならず、投げ捨てごみ、不法投棄が多く、生活環境、景観及び農業用水の取水等、流域に及ぼす影響が大きいため定期的な清掃が必要で、舟入川の流域保全については、南国市と下流域の高知市の住民を中心に五千三百余名の署名を添えて要望書が出された経過があり、投げ捨てごみ、浮遊ごみは大きな課題となっており、藻川は小籠で舟入川と合流しており、舟入川のごみの減少には藻川の清掃が不可欠となっており、藻川は末松川との合流点により農地が混在する市街地を流れているため、農業用水に及ぼす影響からしても定期的な清掃が必要と考えられます。久枝海岸にはトリム公園が近くにあり、地域住民のみならず多くの方が利用している。そのため、残念なことであるがポイ捨てごみも多く、周辺の景観を損ねております。ごみの散乱は新たなごみを呼ぶため、定期的な清掃が必要と言われております。地域の美化意識を高めていく取り組みが求められております。

舟入川等清掃委託事業として、舟入川清掃委託、藻川清掃委託、久枝海岸清掃委託と3組織に42万円ずつ、計129万円を一般財源から拠出しており、平成18年度167万4,000円の委託料が平成19年度には129万円に減額されておりますが、何の事情があったのか、今まで129万円で続いております。この間、委託先のグループから値上げの申し出はなかったのか、今後申し出があればどうするのか、お伺いをいたします。

作業委託契約書が市との間で締結されておりますが、1作業場所、2作業内容、3作業報告、4作業条件は実行されておりますか。確認はしているか、1回の作業でどのくらいのごみが収集されておるか。「南国市の環境」には藻川のデータが出されていないが、どうでしょうか。

議員ともなれば、常に自分の出身地区の環境に关心を持ち、地区民に対し啓発啓蒙し、地域の環境モラルの向上に努めていくべきだと思っております。答弁をよろしくお願ひいたします。

○副議長（岡崎純男君） 答弁を求めます。建設課長。

〔建設課長 松下和仁君登壇〕

○建設課長（松下和仁君） 野村議員さんの御質問にお答えいたします。

まず初めに、緊急車両が通れない集落内市道が何集落あるのか、また緊急車両の通れない集落へはどのような対策を講じているかについてであります。合併により村道が市道として引き継がれた道路であり、中には道幅が狭く、軽四車両も通行できない、人のみしか通行できない市道もございます。現在のところ、緊急車両の通れない集落内市道がある集落の数については、全て把握できていない状態でございます。また、集落と集落を結ぶ主要な幹線市道については、補助事業により現在まで鋭意整備を行っておりますが、集落内市道は整備がおくれております。まずは、集落と集落を結ぶ主要な幹線市道及び集落内の主要道路について、整備を進

めていきたいと考えます。

次に、市道の道路維持補修において、アスファルトなどの路面の補修にどのくらいの予算を投じているかについてであります。補修員による簡易なアスファルト合材レミファルトは除きます。ここ3年間における道路維持補修における路面舗装の実施状況については、平成26年度道路維持補修費7,630万円のうち、路面舗装が1,710万円、平成27年度道路維持補修費7,060万円のうち、路面舗装が2,280万円、平成28年度2月末での道路維持補修費7,640万円のうち、路面舗装が2,450万円でございます。道路維持補修費全体の2割から3割の費用を投じております。今後において、限りある予算の中ではありますが、関係各課とも協議を行い、市民の安全な通行に努めたいと考えます。

次に、道幅拡幅に関する用地買収の現状と今後についてであります。市街化調整区域については、集落と集落を結ぶ主要な幹線で、かつ重要な市道において補助事業を導入し、用地買収及び道路改良工事を進めております。また、市街化区域については、主要な幹線市道でなくとも基本的に用地買収を行い、進めていくべきと考えております。今後、都市計画道路を含めた市街化区域の道路整備について、関係各課とも十分協議し、進めていきたいと思います。

最後に、市道の未登記処理についてであります。南国市制発足当時から財政的事情により、各地区からの要望を受け、土地を寄附していただくことの同意をいただいた上で、登記を行わずに拡幅工事を行ってまいりました。それらの未登記については、現在、市民の方からの申し出により隨時おくればせながらではありますが、登記事務処理を行っております。今後においても、同様に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 消防長。

〔消防長 小松和英君登壇〕

○消防長（小松和英君） 野村議員さんの御質問にお答えをいたします。

まず、軽四救急車の出動実績ですが、平成24年12月に導入以来、完結型という軽四救急車で病院まで搬送するパターンと、ドッキング型という軽四救急車で狭隘路に出動し、広い道路で高規格救急自動車に傷病者を乗せかえるパターンを合わせまして、平成25年が22件、平成26年が13件、平成27年が17件、そして昨年は過去最高となります36件となり、昨年の総出動件数2,450件に占める割合は1.4%となっております。長時間、狭隘路をストレッチャーで搬送する場合と比べますと、傷病者及び救急隊員の負担軽減につながっていると思われます。

次に、玄関前まで高規格救急自動車が入っていけない場合の対応については、一般的に救急

車が進入可能な場所まで行って、そこからは必要医療資機材を持って傷病者に接触するという手順になっております。傷病者の状態によっては、救急救命士が1名ないし2名先行して傷病者の状態確認及び応急処置をした後、後着の救急隊員と救急車までストレッチャーで搬送をいたします。心肺停止で心肺蘇生が必要な場合などは、自動式の人工心臓マッサージ機などを使用することにより、救急隊員が早急な搬送に注力できるように、そして一刻も早く病院に到着できるように努めております。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 財政課長。

〔財政課長 渡部 靖君登壇〕

○財政課長（渡部 靖君） 野村議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、市道の借地料につきましてでございますが、平成28年度の支払い額は、延べ928人に対しまして421万8,418円となっております。支払い分の筆数は約2,000筆ございまして、現在、借地料として支払っている契約書の大部分は、昭和53年に更新の契約を結んでいるものでございますが、そのほとんどは、合併前の旧村単位で路線ごとに借地料を支払っていたものにつきまして、南国市が引き継いでおるものでございます。合併当時の村ごとの取り扱いにより、地区によって借地の件数が大きく異なっておるのが現状でございます。

現在の市道の取り扱いにつきましては、建設課長が申し上げましたとおり、路線地区によって取り扱いも異なりますが、地籍調査による境界確定と分筆も進んでいきますので、今後、建設課と協議の上、解消に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

続きまして、委託料についての御質問にお答えいたします。

平成27年度の節別の決算では、委託料の総額は22億9,513万2,000円となっております。これは、対前年度3%の伸びとなっております。この委託料の中で最も大きいものは、民営保育所入所児童の委託料、こちらのほうが9億458万8,000円で、少子化対策による公定価格の引き上げにより近年大きく伸びております。次に大きいものは、し尿処理施設や最終処分場を含む清掃費に係る委託料、こちらのほうが3億3,877万3,000円で、この2件で委託料総額の半分を超えております。

続きまして、大きな金額のものにつきましては、予防接種委託料1億911万8,000円、電子自治体推進事業1億380万6,000円、放課後児童対策事業8,980万5,000円、地籍調査事業7,760万円、スポーツセンターの維持及び運営管理に5,248万5,000円などがございます。このほかにも、庁舎等の各施設の保守管理や普通建設事業の設計監理委託などもこの委託業務の中に含まれて

おりまして、専門的な知識を必要とするものや民間委託による行政のスリム化を図ることを目的とするものなど、導入の経緯もさまざまとなっております。

近年はシステム関連の経費がふえてきておりまして、また29年度には給食センターの運営委託、こちらも予定されております。職員数の抑制等、一定委託料につきましては効果はございますが、経常経費の増加につながりますので、今後とも、財政上も注意していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 環境課長。

〔環境課長 島崎 哲君登壇〕

○環境課長（島崎 哲君） 野村議員さんの御質問にお答えいたします。

舟入川等清掃委託事業につきましては、御質問にもございましたとおり、舟入川、藻川、久枝海岸におきまして、清掃事業をそれぞれ年間42万円で各地区の清掃団体や公民館などへ委託しております。

まず、委託料の今後の値上げにつきましては、昨年1つの清掃団体からの値上げの申し出がございました。その時点では、契約金額につきまして、現在の額で業務を遂行するのに十分と判断しまして、契約変更には至っておりません。現在のところ、委託料の見直しは考えておりませんが、作業内容など契約条件の見直しにつきましては、状況に応じて検討する必要があると考えております。

次に、作業の確認につきましてでございますが、契約書では、作業場所は川の場合は上流・下流の範囲、海岸は久枝海岸といった大まかな表記でございます。作業内容につきまして、清掃業務として可燃ごみ及び不燃ごみの分別回収、及び市が指示する場所までへの運搬としております。作業報告は、ごみの清掃実施日ごとに回収量を1カ月分まとめて提出いただいております。作業条件は週1回程度、年間約48回程度となっております。

これらの契約内容の確認につきましてですが、報告書による確認のほか、集められたごみは市の職員が焼却場へ運搬しております、その際に目視で数量などを確認しているところでございます。収集量につきましては、各清掃場所ともごみ袋にして1回につき5袋ないし15袋程度となっております。

最後に、「南国市の環境」の冊子に市内8河川と石土池の水質について毎年掲載をしておりますが、御質問のとおり、藻川につきましては水質検査を実施しておりません。なるべく南国市内の河川の状況につきまして広く水質を把握したいという考えもございまして、採水地点は

なるべく離しております。検査は20年以上継続して実施しておりますが、今後も経年データの把握という観点から、現在の採水地点で検査を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 15番野村新作君。

○15番（野村新作君） ありがとうございました。

まず、環境のほうから行きましょうか。藻川と舟入川は、もう切っても切り離せないような関係になっております。私も舟入川の清掃グループに、おまん議員やきやらないかん言うて、十数年前に無理やり放り込まれまして、夏場は月2回、冬場は月1回、股下までの長靴を履いて川へ入っております。大人のおむつを、こじやんと重たい、水をたっぷり吸い込んで、あれが清掃組合へ行って、今度新しゅう清掃組合の炉が完成しますが、かなりの負担になるろうと、そういうふうに感じております。去年の9月末から舟入川、藻川のちりのことについてちょっと関心を持って、暇があったら土手を歩いていきりますけれど。ここで言つてもいかんけれど、環境課と担当者がじっくり話し合って、負担のいかんばあにきれいにやっていく覚悟はできておりますので、またその節は話し合ってやりましょう。

それから、道路行政でございますが、建設課の職員が悲鳴を上げります。年々予算を減らされて減らされて、やらないかん事業、要望書が何ぼでも舞い込んでくると。そういう中で、課長さんが現場から服を着がえてそのまま座りゆうようなムードがありますので、答弁も決してスマートとは言ひがたい、実体な答弁ということになりますか、実体なところは私に非常に似ておりますので。この3月末で退職するということでございますが、その培うたノウハウを南国市のために、地域のために発揮していただきたいと思います。最終日には退職の挨拶がございますが、皆さん涙を流すような挨拶を期待しておりますので、よろしくお願ひします。

もう2問目はやらんということにしておりますので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

—————\*—————

○副議長（岡崎純男君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（岡崎純男君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明11日と12日は休日のため休会とし、3月13日に会議を開きます。

3月13日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会い

たします。

御苦労さまでした。

午後 2 時27分 延会